

厚岸町議会 平成20年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成21年3月11日

午前10時00分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまより平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

議案第13号 平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正。

4ページをお開き願います。

進め方は、款項目により進めてまいります。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税。

10番谷口委員。

- 谷口委員 申しわけないんですが、1節の医療給付費現年前年課税分、それから、滞納繰越分、4節、ありますけど、これは結構な額なんですが、この主な要因について説明をしていただきたい。

それと、2節の後期高齢者支援金等現年課税分、これについてちょっと説明してください、内容も含めて。

- 委員長（竹田委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

国民健康保険税、1項1目1節医療給付費現年課税分、それから、4節の医療給付費滞納繰越分の減につきましてでございます。

まず、1節の医療給付費現年課税分につきましては、課税に当たっての所得の減が主な原因でございます。

それから、4節の医療給付費滞納繰越分、これにつきましては、平成20年度当初予算におきまして、滞納繰越分の収納率を60%を見込んで、例年、編成をさせていただいておるところでございます。今回の最終補正に当たりまして、最終の収納率に計算をし直したところ、この額が7,859万8,000円の減額となる見込みとなるというところでございます。

一応概要的にはこのような状況でございます。

- 委員長（竹田委員） 町民課長。

- 町民課長（米内山課長） 申しわけありません。お答えいたします。

当初予算では、後期高齢者支援金と、この部分の計上をしてございません。今回、計上に当たりまして、区分を設けまして、新たにこちらに分けて計上したという内容でござ

ございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 1節の医療給付費現年課税分、これでいきますと、当初予算と比較して何%になるのですか。何%減額になるか、何%が入っているのか、これをきちんともう一度。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、率はちょっと計算をしなければわかりませんが、先ほど町民課長のほうからご答弁申し上げましたが、当初予算におきまして、医療給付費現年課税分に、本来、後期高齢者支援金分をここで計上しておくべきものであったところ、先ほどの答弁のとおり、振り替えがあったところで、2節の8,276万2,000円と、それから、1節の給付費現年課税分の7,755万5,000円の減、この振り替えがあるところでございます。

それから、最初の質問の、何%の要するに増減があるのかということにつきましては、後期高齢者の支援金分と、それから、医療給付費現年当初課税の分の税額について、若干計算する時間をいただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時07分休憩

午前10時10分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） それでは、今、それぞれの計算をしてみいましたので、お答え申し上げます。

今回の1節医療給付費現年当初課税分7,755万5,000円の減でございますけれども、平成20年度当初予算におきまして、後期高齢者支援金分の現年当初課税分をこの部分に含めておりました。その額が当初予算の額で収納率をかけて3億9,142万6,000円となります。今回、収納率をかけまして、3億4,116万5,000円。要するに当初予算の3億9,100万円が、今回の補正後によりまして3億4,116万5,000円となりまして、差額4,977万5,000円が医療給付費現年当初課税分の純粋な減となるところでございます。それと、後期高齢者との差額がありますから、8,276万2,000円の額とは一致しないところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 今の課長の説明でいいんだと思うんですけど、1回目の説明はそうでないんですよ、聞いたら。何で減になったんだと聞いたら、所得の減だと、あっさりそれだけなの。これ、やりくりがあったわけでしょう。それをやっぱりきちんと説明していただかないと、当初3億9,000万幾らが、今回、7,755万5,000円減すれば3億1,380万円ぐらいか、このぐらいになるんですよ、これ、計算をすると。だけれども、結果的に後期高齢者のほうがきちんと節として起こさなければならないので、そのやりくりの差額が出ています。ですから、そこを詳しく説明していただかないと、結果的にはこの内容を詳しく知ることはできないですよ。ですから、実際に全くこういう経済情勢で、当初課税したときの状況と、現在の経済情勢で、収入がなくて、どうしても収納できない状況が生まれているのがこのぐらいだということではなければならないと思うんです。そういう説明になっていないんです、先ほどの1回目の課長のお答えは。そういうふうには私は受けるんですが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まずもって、大変答弁の、全くの的を射ていない下手さについてお詫びを申し上げます。

総じて、最初に答弁申し上げたのは、要するに後期高齢者との振り替えのことを省略し、減額になった部分について、所得の減があったということで、総じて答弁をさせていただきました。本来であれば、最初から当初予算で後期高齢者の分の振り替えの分があって、なおかつ所得等の確定によって所得割の減があったという説明をするべきところを、それを省略し、いきなり所得の減によるものという答弁をしたことについて、まずもってお詫び申し上げます。

数字的につきましては、先ほど説明したとおりでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 あともう一つ、滞納のほうなんですけど、当初60%見込んでいるというふうなお話でしたけれども、このままでいくと、この60%からもかなり落ち込むのかなというふう思うんですが、そういう点では、滞納の納付状況とか納税状況はどういうふうになっているのか、今後の見通しについて。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 大変時間をとらせてまことに申しわけございません。
滞納繰越分の収納率でございます。今回、最終の補正に上げさせていただいた収納率
でございますが、現年度繰越分0.1448ですから、14.48%を見込んでおります。ですから、
0.4552ポイントの減。それから、滞納繰越分につきましては、60%の収納率のところ、
同じく14.48%の収納率を見込んで計上してございます。

それから、今後の推移ということでございますが、例年、国民健康保険税につきましては、いわゆる3税、町道民税、固定資産税、都市計画税よりもある程度優先し、それは納税者の方の当然ご了解をいただいて優先し、収納というか、お納めいただいている
ところでございますが、今後もこのようなことを念頭に置きながら、国民健康保険税の
保険者としての歳入の確保に努めてまいりたいと考えております。

ただし、委員先ほどご指摘されたとおり、町内の経済状況につきましては、いいとい
う状況ではございません。それから、収納率についても、今後上がるという確定的な要
素も現在のところありません。それから、現在、平成19年度から、釧路、根室、広域で
行っております滞納整理機構のほうにもお願いしているところでございますが、そちら
のほうの収納率は総じて保険税については20%相当分の収納率を上げているものの、滞
納をされている、徴集に行ってお願している人数が少ないところから、例えば今後、
率にしますと、6ポイントほど上回っているところでございますけれども、金額的には
大差がないというところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 結果的にこういう状況で、納付できない方が、ここまでしても相当数の方が
いらっしゃるということになっていくと思うんですけど、あと、最後なんですけど、こ
ういう状況が続いて、今回というか、今年度の収納、滞納を続けることによる資格証明書
の発行等が懸念される世帯等はあるんでしょうか、ないんでしょうか。前に1件、その
ようなお話があったんですが、それ以外に増えるとか減るとかあるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 資格証明書の関係、お答えいたします。

前にもご質問ございまして、資格証明書、現在2件発行しているということでお話し
申し上げましたけれども、今現在のところ、対象の方々含めて、いろいろなお話し合
いをさせていただいておりますけれども、すぐさま資格証明書に行くというような予定は
今のところは持ってございません。

（「はい、わかりました」の声あり）

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。
他にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、2目退職被保険者等国民健康保険税。
 - 3款分担金及び負担金、2項負担金、1目保険事業費負担金。
 - 4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金。
 - 3目特定健康診査等負担金。
 - 2項国庫補助金、1目財政調整交付金。
 - 5款1項1目療養給付費等交付金。
 - 6款1項1目前期高齢者交付金。
 - 7款道支出金、1項道負担金、2目特定健康診断等負担金。
 - 2項道負担金、1目道補助金。
 - 2目財政調整交付金。
 - 9款1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金。
 - 3目保険財政共同安定化事業交付金。ございませんか。
- 8ページ。
 - 10款繰入金、1項1目一般会計繰入金。
 - 12款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金。
 - 2目退職被保険者等延滞金。
 - 3項雑入、1目一般被保険者等第三者納付金。
 - 3目一般被保険者延納金。
 - 5目雑入。ございませんか。
- 以上で、歳入を終わります。
- 10ページ、歳出に入ります。
 - 1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。
 - 2項徴税费、1目賦課徴収費。
 - 3項1目運営会協議会費。
 - 4項1目 復旧費。ございませんか。
- 12ページ。
 - 5項1目特別対策事業費。
- 13ページ。
 - 2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費。
 - 2目退職被保険者等療養給付費。
 - 3目一般被保険者療養費。
 - 4目退職被保険者等療養費。

5 目審査支払手数料。
2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費。
ありませんか。

16ページ。

2 目退職被保険者等高額療養費。
3 項移送費、1 目一般被保険者移送費。
2 目退職被保険者等移送費。
4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金。
5 項葬祭諸費、1 目葬祭費。

ございませんか。

18ページ。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金。
ございませんか。

19ページ。

4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金。
ございませんか。

22ページ。

5 款 1 項 1 目老人保健医療費拠出金。
2 目老人保健事務費拠出金。
ございませんか。

24ページ。

6 款 1 項 1 目介護納付金。
ございませんか。

26ページ。

7 款 1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金。
2 目保険財政共同安定化事業拠出金。
ございませんか。

27ページ。

8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診断等事業費。
2 項保健事業費、1 目保健衛生復旧費。
ございませんか。

なければ、以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長(竹田委員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 平成20年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページ、歳入から進めます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目水道費分担金。

2款使用料及び手数料、2項手数料、1目水道手数料。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金。

ございませんか。

以上で、歳入を終わります。

歳出に入ります。

6ページ。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

ございませんか。

8ページ。

2款水道費、1項1目水道事業費。

ございませんか。

9ページ。

4款1項公債費、2目利子。

ございませんか。

なければ、以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページ、歳入から進めます。

1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金。

2目審査支払手数料交付金。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目医療費負担金。

10番谷口委員。

●谷口委員 ここに過年度分100万1,000円が医療給付費として計上されているんですけど、この過年度分というのは、ここで一括して毎年度収入となるんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
町民課長。

●町民課長（米内山課長） 申しわけございません。お答えいたします。

医療費負担金の過年度分ということでございますけれども、これは当然、過年度分ですから、19年度の精算分ということで、ここで受けます。今現在決まっている額についてはここで受けるということでございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 この場合は、当初1,000円見えていますよね。それで今回、100万円ぐらいということになるのかな。総トータルで幾らなのかちょっとわかりませんが、補正しているのは100万1,000円補正しているんですよね。100万円ではよかったのか、その辺、ちょっとわかりませんが、この過年度分というのはいつこちらのほうに収入となってくるのか。3月の補正でなければ補正できないものなのか、もっと先に入ってきているものなのか。こんな程度だから、最後どうせやるから、そこまで延ばしておけというような処理の仕方をしているのか、その辺はどういうことなんですか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時35分休憩

午前10時37分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
町民課長。

●町民課長（米内山課長） お時間をとらせて申しわけございません。

歳入の関係でございますけれども、実は7月に一度補正させていただいております。799万4,000円ということであります。今回、100万1,000円ということで、2回に分けて、その都度、決まった段階で計上させていただいている内容でございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員　ですから、決まって、いつ厚岸町のほうにこれが入ってくるようになっていくんですか。それぞれ2回、今言われましたよね。

●委員長（竹田委員）　町民課長。

●町民課長（米内山課長）　実際の収入でございますけれども、これは3月になります。

●委員長（竹田委員）　10番谷口委員。

●谷口委員　そうすると、今、7月と言いましたっけ。6月ですか。7月ですか、799万円。

（「9月。」の声あり）

●谷口委員　7月って。

（「申しわけありません。9月」の声あり）

●谷口委員　また怒られるんですよ、皆さんに、私が、きちんと答弁してもらわないと。

●委員長（竹田委員）　町民課長。

●町民課長（米内山課長）　申しわけございません。先ほど799万4,000円の補正ですけれども、9月の議会でございます。申しわけございません。

●委員長（竹田委員）　10番谷口委員。

●谷口委員　補正を組んで、私、会計の仕組み、すべて知っているわけでないので、何か見えないんですけど、9月に補正をすると。今回、3月に補正していますよね。だけれど、入ってくる金は3月だというお話なんですけど、それでは9月の補正は何をということにならないんでしょうか。それが見込める段階では、やはりきちんと収入として入ってくるということになっていかないと困るのではないのかなというふうに思うんですけども、国の負担分ですよ。今、地方が大変なときに、国は延ばしに延ばして、最後の帳尻合わせるときにお金よこしますよというのでは、地方のほうの財政計画というものは国に、こんな額ですけど、振り回されているということになっちゃうんじゃないですか。

それともう一つは、3月に7分の1かい、今度は、9月の補正で見た分の。それが上積みになってくるというやり方なんだけども、この辺の見通しみたいなのは今までどうやってやってきているのか。

●委員長（竹田委員）　町民課長。

●町民課長（米内山課長） お答え申し上げます。

7月に実は報告を出して、見込みを立てて、9月に補正するというようなことで行っております。ですから、9月に一度補正させていただいておるんですけども、最終的に決まってくるのは今回上げた補正予算、それから、入ってくるのはその補正予算後の決定ということになります。確かに質問者おっしゃるとおり、地方財政のことを考えますと、やはりもう少し国のほうへも意見をしていかなければならないことだというふうには思います。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 余り長々とやってもあれですから、そうすると、医療費国庫負担金ありますよね、2款の。これ全体の現年度分についてはそれなりの事務局に収入として入ってくると。今回、補正分もあって、減額になっていきますけど、これも年度末にならないと収入として入らないものなんですか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 現年度分については毎月入ってくるようになっていきます。

（「わかりました。少し勉強させてください」の声あり）

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、2目医療費負担金。

3款道支出金、1項道負担金、2目医療費負担金。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金。

5款諸収入、1項雑入、1目第三者納付金。

2目延納金。

ございませんか。

なければ、以上で歳入を終わります。

続きまして、歳出に入ります。

6ページ。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

ございませんか。

8ページ。

1項医療諸費、1目医療給付費。

2目医療費支給費。

3目審査支払手数料。

ございませんか。

10ページ。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金。

12ページ。

4款1項1目予備費。

ございませんか。

なければ、以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長(竹田委員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページ、事項別明細書をお開き願います。

5ページ、歳入から進めます。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目下水道費分担金。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金。

6款諸収入、2項1目雑入。

7款1項町債、1目下水道債。

ございませんか。

なければ、歳入を終わります。

続きまして、歳出に入ります。

7ページ。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費。

2目管渠管理費。

3目処理場管理費。

4目復旧促進費。

ございませんか。

9ページ。

2項下水道事業費、1目公共下水道事業費。

ございませんか。

以上で、歳出を終わります。

次に、第2条債務負担行為の補正。

3 ページ。

ございませんか。

総体的にありませんか。

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

第1条の歳入歳出予算の補正、4 ページ、事項別明細書をお開き願います。

6 ページ、歳入から進めます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者介護保険料。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目地域支援事業負担金。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金。

5 目介護保険事業費補助金。

7 目地域支援事業交付金。

8 目介護従事者処遇改善臨時特例交付金。

4 款1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金。

2 目地域支援事業支援交付金。

4 款支払基金交付金、1 項支払交付金、1 目介護給付費交付金。

2 目地域支援事業支援交付金。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金。

2 項道補助金、3 目地域支援事業交付金。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金。

7 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金。

10番谷口委員。

●谷口委員 今回、一般会計に介護給付費準備基金繰入金を1,683万9,000円というふうになっているんですけども、現在の基金、どのくらいになっているのか。それと、これを差し引けば幾ら残るのか、ちょっとそれについて説明をお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答えをさせていただきます。

今回、歳入で準備基金からの繰り入れ1,683万9,000円を計上させていただきますと、20

年度末に残ります基金の額の見込みは135万2,901円が最終的に年度末の基金の残という見込みで見えております。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 そううると、今回、準備基金は、結果的にはほとんど取り崩すということになって、これは厚岸町のやり方では、大体例年、同じぐらいの積み立てと取り崩しを繰り返しているんですか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 委員ご承知のように、準備基金の部分につきましては、給付に伴います財源不足の対応も含めて出し入れをさせていただいているところでございまして、例年、決算において一千数百万円という翌年度繰り越しが、この間、19年度もございました。19年度で言いますと、20年度の繰り越しが1,524万円ございました。この第3期の事業計画期間中、大体同様の傾向で翌年度繰り越しがあつて、その年度内に給付の見込みをする中で、繰り入れが必要になって、取り崩しをさせていただいている、同様の傾向でこの3年間は推移しているというふうに見えております。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 ですが、20年度については残が135万円と言いましたよね、先ほど。そうすると、10分の1に、基金として繰り越せないということになる計算でいいのかなというふうに思うんですけど、そうした場合に、今後のこの事業を進める上での問題点というか、今いろいろ介護認定も変わるといようなことも言われていますよね。そういうことによる利用者等の不安もあるんですけど、この会計を進めていく上で、次年度の会計はこの後に審議されるんですけど、それについての今回の会計から今後の会計に移行する上で問題点が生じてこないのかどうなのか、こういう基金が残り少なくなってしまうということに対する対応、あるいは考え方について説明してください。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 給付費に対します年度末の見込みというのは、毎年、例えば1,000万円、2,000万円余るのではないかという見込みを組んでいるわけではございませんで、11月段階での実績に基づいて3月末の推計をさせていただくという手法でございまして。結果として、年度末で見込みよりも給付が下回るということがこの間ございました。それが翌年度に前年度繰越金として基金のほうに一時積みさせていただくというやり方でございます。そういう意味で、20年度の年度末の段階で、見込みどおり支出をしますということになりますと、委員おっしゃるように、基金の残は130万円しかないということになります。21年度の事業展開の中での給付費が見込みよりも増えていくという

ことになりまして、その財源補てんをどうするのかということになってまいります。介護保険の場合は、不足分を他の会計から繰り入れていただくという手法については認められておりません。厚岸町が負担するのは給付費相当の12.5%というふうに決められておりますので、それを上回って保険料の不足分があったからそれを補てんをするという手法は認められておりませんので、それに対応する制度として、北海道が持っております基金から借り入れをさせていただく。この北海道の準備基金の借り入れの分は、事業期間中に、いわゆる3年、3年の事業期間でございますので、21年度、22年度、23年度という3カ年の中で返済をしていくということになってくるんでありますが、当面の財源不足というものが出てきたときには、北海道が持っております準備基金から借り入れをしてやりくりをさせていただくという手法でございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 そうすると、当面の考え方としては、これがもし大変な状況になったときに、すぐ介護保険料、あるいは利用料に転嫁していくという考えではないというふうに理解していいんですか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 3年間の事業期間中では、保険料を翌年度急に上げるとかというシステムになっておりません。次の計画期間の中で、保険料が3年間足りなかったぞという部分も見込んだ中で、新たな保険料の算定をするという仕組みになっておりますので、21年度不足したので、22年度急に上がるというシステムではございません。23年度まで保険料は、今回決めていただいた介護保険条例でいきますと、3年間同額の保険料の負担をいただくということでございます。

（「いいです」の声あり）

●委員長（竹田委員） よろしいですか。
他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金。

8ページ。

9款諸収入、2項3目雑入。

ございませんか。

以上で、歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。

10ページ。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

2 項徴収費、1 目付加徴収費。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費。

5 項1 目計画策定委員会費。

ございませんか。

12ページ。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費。

2 目施設介護サービス給付費。

5 目委託介護サービス計画費。

6 目審査支払手数料。

2 項1 目高額介護サービス費。

ございませんか。

14ページ。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防特定高齢者施策事業費。

2 目介護予防一般高齢者施策事業費。

2 項包括的支援事業任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費。

2 目任意事業費。

ございませんか。

18ページ。

5 款1 項1 目介護給付費準備基金費。

20ページ。

6 款1 項1 目介護従事者処遇改善臨時特例基金費。

ございませんか。

なければ、以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長(竹田委員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 平成20年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3 ページ、事項別明細書をお開き願います。

4 ページ、歳入から進めます。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス費収入。

2 目施設介護サービス費収入。

3 項1 目自己負担金収入。

7款1項寄附金、1目サービス事業費寄附金。

8款1項1目一般会計繰入金。

9款諸収入、1項1目雑入。

ございませんか。

以上で、歳入を終わります。

続きまして、歳出に入ります。

6ページ。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、2目通所介護サービス事業費。

ございませんか。

8ページ。

3目訪問入浴介護サービス事業費。

ございませんか。

10ページ。

4目短期入所生活介護サービス事業費。

7目包括的支援事業費。

2項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費。

ございませんか。

なければ、以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

7番安達委員。

●安達委員 ちょっとここでお聞きしておきたいんですけど、例えば町民が介護サービスを受けたいという場合、まず、順序としてどういう手続から行ったらよろしいんですか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答えを申し上げます。

ご相談いただく窓口は、保健介護課にあります地域包括支援センターというところが最初の窓口になりますが、これは健康づくり係でありますとか、介護保険係でありますとかというところにつながっても、地域包括のほうに電話がつながる、あるいは、不在のときは要件をお聞きをして、担当のほうにお聞きをした内容を伝えるということで進めております。

現在、要介護認定を受けていらっしゃらない方がサービスを使いたいということでのご相談になりますと、まず生活の状況なんかをお聞きしながら、要望されるのはどんなサービスなんだろうということも含めて、まず相談を受けます。サービスを受ける場合には、介護認定というものが必要になってまいります。状態によって、要支援という認定であったり、要介護という認定であったり、あるいは、まれには対象にならないという場合もございます。

要介護認定が判定されますと、具体的なサービスそのものは、要支援という場合には、先ほど申し上げました、私どもの地域包括支援センターがサービスのプランを本人とご

相談をして決めさせていただく。要介護の認定がされた方については、ケアマネジャーのつくりますプランに基づいてサービスを受けるということになりますので、どこのケアマネジャーにお願いをするかという部分につきましては、こちらからも情報提供させていただきますが、利用者さんがサービス計画をつくるケアマネジャーさんを選んでいただいて、そこで利用者とケアマネジャーさんの話し合いの中でプランが立てられて、具体的に、じゃ、いつからどのサービスを使いましょうということが進んでまいります。サービスの内容につきましては、デイサービスを週に2回通いたいとか、そういった具体的なものをケアプランの中で積み上げてサービスを受けるということになってまいります。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 サービスを受ける場合、ケアマネジャーですか、利用者の意向を聞きながら、サービスを行っている、厚岸は3カ所ぐらいあるんですか、その選び方というのは、あくまでもサービスを受ける人がその場所を選ぶ、それともアドバイスをしながらということなんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 計画をつくります事業所は、現在4事業所ございます。その4事業所のうち、私どものほうでは、例えば社会福祉協議会のケアマネジャーがいいですよとか、ここの事業所がいいですよとかということは申し上げることができません。こうやってあるんですよという情報を提供させていただいて、ご本人が、じゃ、どこに頼もうかというところを選んでいただくということでございます。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 余り端的にご質問するというか、ちょっと不合理な部分もあるのかなと、私、耳にしている部分です。例えば、福祉協議会の中に、あの中にも入っている介護事業所もありますよね。そこにおいて、今までお世話になっていたと。その方が、非常にサービス内容がよくないというか、非常に事務的といいますかね、そういう評判が余りよくない話は聞くわけなんですよね。それで、その受けている方がほかへ移りたいと言ったら、あなたがそっちへ行くんだったらあとは知りませんよと。一切、何かあってもこちらに来ることはもう認めませんよと、何かそういうような強制的な言葉というか、出るらしいですね。やっぱり福祉協議会の中の介護は、やはりいろんな面で、ほかの個人よりも有利な部分もあるんですね。決して平等な競争の中でなくて、ちょっとやっぱり有利な部分があると思います。そういう中で、そういうサービスを受ける方がほかに移りたいということになると、そういう強制的な言葉が返ってくるということをちょっと耳にしたんですけど、そういうことはちょっとまずいなと思うし、やはり厚岸町、これは全国的に介護を受ける方がどんどん増えるわけなんですけども、福祉協議会の介護だけじゃ

賄い切れないと思うんですよね。やはりそういう民間の事業所あたりも一緒に営業できるような、そういう形にしていかないと、これから増える中では、ちょっとそういう面ではネックになるのかなと思うんですけれども、その辺、何か情報か何か聞いていますか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 今のお話の内容で申し上げますと、本来あってはならない話でございますので、私どもはサービス提供事業所の質の向上も含めた行政からのお話やら連携やらということに日々努めているわけでありまして、おっしゃられるようなことがあったとすれば、それはあってはならないことで、苦情といたしますか、情報として私どもも受けとめさせていただいてということに対応させていただきたいというふうに思っております。

お話の内容だけだと、プランの内容が悪いのか、ヘルパーのいわゆる居宅サービスの部分、プランづくりと実際のサービスの部分とは事業所が別々でございますので、社会福祉協議会1本ということではございません。計画づくりの事業所と、それからサービス提供の事業所ということになってまいりますので、サービス提供の事業所、厚岸の場合は社会福祉協議会と、もう一つ、民間の事業所もございます。そういう意味で、サービス体制が十分あるのかどうかという話になりますと、何とか今のところは町内の利用者の要望にこたえられるだけの対応はできている。利用者といいますか、介護認定される方がどんどんどんどん増えていって、居宅介護をする、簡単に言いますと、ヘルパーさんが増えてこないということになりますと、厚岸の町内で持っている居宅の事業所では対応できないことになってまいりますので、そういうことにならないように、社協も民間も連携する中で、サービスの提供、あるいは質の向上に努めていかなきゃいけないということで、月1回、私どもも事業所と地域包括支援センターの連絡会議というのもさせていただいておりますので、その中で連携を図っているところでございます。今後につきましても、なお連携を図りながら、言われるようなことのないように努めていかなきゃいけないなというふうに感じております。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 本当にこれ、あってはならない、もしあるとすれば、私もそれは事実としてつかまえていないですが、利用者の中からそういう話を聞いたのは事実なんですけれども、これはあってはならないなと私も思っております。中身を聞きますと、私たちはやってあげているんだと、何かそういう態度がありありだというんですよね。人間同士の、サービスを受けるほうもサービスを提供するほうも、お互い人間ですから、何かそういうわだかまりがあるのかもしれないけれども、やっぱりそういうことであっちゃならんなど。私、変えたいんだというときは、やはりそういう規制するような、何か挑発的なことがないように指導していくのも必要なのかなと思うんですけれども、もう一度その辺、お願いします。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 繰り返しになりますが、サービス事業所を変えたいという場合に、差別がされる、あるいはもう知らないよみたいな話が現実にあるとしたら、それはあってはならないことでもありますので、私ども、介護保険の保険者として、あるいは厚岸町内にあります事業所の有効な利用、それから、サービスの質の向上という、同じ課題を持ってやっておりますので、今後、さらにサービス向上に向けて、行政も、民間の事業所も、社会福祉協議会の事業所もということで、連携を図らせていただきたいというふうに思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 総体的にということで、他にありませんか。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 平成20年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページ、歳入から進めます。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料。

2目普通徴収保険料。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金。

5款諸収入、3項3目雑入。

ございませんか。

歳入を終わります。

歳出に入ります。

6ページ。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

2項1目徴収費。

ございませんか。

8ページ。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付費。

ございませんか。
なければ、歳出を終わります。
総体的にありませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第20号 平成20年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題とします。
1 ページ、第2条、業務の予定量の補正。
次に、第3条、収益的収入及び支出の補正。
6 ページをお開き願います。
収益的収入から進めてまいります。
1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益。
2 項営業外収益、4 目雑収益。
ございませんか。
収入を終わります。
続いて、収益的支出に入ります。
1 款水道事業費、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費。
2 目配水及び給水費。
4 目総係費。
5 目減価償却費。
6 目資産減耗費。
2 項営業外費用、3 目消費税及び地方消費税。
1 ページにお戻り願います。
第4条、資本的収入及び支出の補正。
7 ページをお開き願います。
基本的収入から進めてまいります。
1 款資本的収入、5 項1 目工事負担金。
収入を終わります。
続いて、資本的支出に入ります。
1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目総係費。
3 目メーター設備費。
ございませんか。

総体的にありませんか。

2番堀委員。

- 堀委員 会計全体にかかるものですから、総体的な中でちょっと質問させてもらいますが、今回、平成20年度の水道事業会計、約1,352万5,000円ほどの赤字となっているんですけども、企業会計的には19年度まで黒字が確保されていたと。そういった中で、平成20年度になって赤字になった大きな要因というものをまず教えていただきたいと思います。

- 委員長（竹田委員） 水道課長。

- 水道課長（常谷課長） お答えいたします。

まず、20年度におきまして大きく変化した点につきまして、給水区域の変更がございました。20年度から尾幌地区と小島地区がそれまでの簡易水道から上水道の給水区域となりました。これによりまして、当然、それまで簡易水道会計の収入でございました尾幌と小島の水道使用料、これは新たな収益となりました。20年度当初では約1,200万円。ただ、同時に、それまで簡易水道会計から支払われておりました受水費、これは簡易水道に上水道から水をつくって供給するというものに対する対価でございます。これがなくなりました。19年度の実績で2,434万3,000円。差し引きで1,234万3,000円、約1,200万円の減ということでございます。

このために、20年度予算の編成に当たりまして、私どもとしましては、支出面で職員を1名減といたしました。人件費を約400万円減額してございます。それから、企業債借り換えによりまして支払い利息が減ってございます。また、収益が減りますので、消費税も減るということで、支払い利息が約300万円、消費税の減が100万円ということで、合わせて400万円の減を見込んでおります。それから、さらに消耗品ですとか薬品、修繕費などの経費を約500万円減額しまして、20年度予算の収支の均衡を図りました。ただ、この時点におきましては、見込み以上の減少に相なったことに加えまして、削減をした費用も、修繕費ですとか薬品費等が増加いたしまして、結果として収支不足を生じたものでございます。

- 委員長（竹田委員） 2番堀委員。

- 堀委員 そうすると、水道企業会計、19年度と大きく変わった給水区域の変更、これをまたもとに戻すということはさすがにできないものだと思いますので、とすると、構造的に現況のままでは赤字の体質というものができ上がってしまったのかなど。ただ、19年度の決算資料などを見ても、有収率のほうもまだ71%ぐらいというふうになっているので、そこら辺についてはまだまだやはり努力をして、有収率を上げるとかという努力の中で収益の改善を図るといっても、やはり努力してもらおうとは思いますが、やはり構造的にはこの赤字の体質がもうでき上がってしまうということになってしまうと。今年度の赤字分というものに対しても、今までの利益剰余金、減債積立金や建設改

良積立金、去年の段階では1億6,000万円ほどあったやつの中から、本年度の赤字分を取り崩すというか、食うような形の中で計算はされているんですけども、そうすると、この赤字体質が続いたときに、利益剰余金、減債積立金、建設改良積立金、これが底をつくというふうに見込まれるのは、現状のまま、新年度も単年度で赤字になっていますので、この状況が続いたときに、この積立金が底をつくというのは何年ぐらいになると見込んでいるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。

まず、今年度の見込みの中で、今後もこのような状況が続くのかということでございまして、若干の、質問者おっしゃられましたように、有収率、漏水等の改善を目指しておりますので、有収率が回復すると若干の改善が見られます。また、費用面ですが、薬品費とか動力費、非常に水源の水質によりましてかなり影響を受けます。事実、19年度はかなり水質が安定しておりまして、費用が前年よりもかからなかったということがございました。今年度は逆にかかってしまったと。ただ、私どもが当初見込んだ1,200万円の減少分を埋めるだけの収益がなかなか見込めないと。費用も思ったよりは減らないという現状を踏まえますと、おっしゃるとおり、21年度予算でも収支不足の編成をさせていただきましたが、改善はなかなか難しい状況であります。この20年度の赤の部分も、これまでの利益剰余金をもって決算の段階では処理いたしますので、繰越欠損とはなりません。この財源も限りがございます。現状のまま推移いたしますと、25年度で内部留保資金を使ってしまうという状況でございます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 そうすると、現状のままでいったときに、25年度以降に関していうと、赤字になってしまうといったときには、一般会計からの繰り入れというものが必要になると思っているのですが、それについてはどうなんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。

赤字の解消方法には、今おっしゃられた一般会計からの補てん、それと、水道事業会計の独立採算性を踏まえて、収益を増やす、つまり料金を改定させていただく、この二つの方法がございます。当然、一般会計で負担すべきもの、水道会計で水道事業として負担すべきものという割合もございまして、ただ、水道事業の場合、病院と違いまして、基準内繰り入れというものがほとんどございせん。ですから、基本的には会計の中で自助努力で採算性を保っていくというのが原則ということからすれば、近い、遠くない将来、料金の改定をお願いしなければならない現状にあるのではないかと考えてございますが、まだ研究と申しますか、もう少し一般会計と企業会計のあり方というものも研

究しなければならないと考えておりますし、この21年度の決算の状況、これも十分見きわめる必要があるかと。というのは、今年度の決算が3月で終わって、5月いっぱいまでに出ると。ですから、1年だけの決算の赤字の状況でということには、まだもう少し、判断というか、必要かなと。21年度の状況も見きわめる必要があるのかなと考えてございます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 水道企業会計でいうと、大型な改修というのもしかた当然していかなければならないものというのがあるというふうに聞いています。たしか宮園の配水池ですか、そういうものの、大型の改良というのかな、改修ですね。をするという計画も立てなければならぬといった中で、やはり水道企業会計の安定的な事業運営というものに大変心配するところではあります。

それで、一般会計のほうに聞くんですけども、仮に水道事業会計の特別会計のほうからの一般会計からの繰入金というのが、受水費の減によって約1,000万円ほど減っていますよね、一般会計のほうから簡易水道事業会計のほうに、特別事業会計のほうに繰り入れたお金というのが。そういったものを考えていったときには、一般会計としても、やはり何らかの水道事業会計への補てん策というものが見出すことができないのかということをお聞きしたいんですけども。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えを申し上げます。

これは委員ご承知のとおり、本年度決算から健全化法の適用が全面適用されるところでございます。何度も繰り返しているとおおり、全会計に目を通して執行していかなければならないところでございます。したがって、それらを視野に入れながら、十分慎重に検討しながら、すべての会計に目を通し、支援できるものは支援、収入できるものは収入する、その辺の判断を慎重にしていきたいと思います、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 先ほど水道課長のほうから、料金改定のほうも視野に入れるというような形の中で、22年度以降の検討に入るといようなことを言ったんですけども、やはりそういった一般会計のほうからの支援というものも十分に考えた中で、そういう検討というものに入っていたらいいと思いますけれども、どうでしょうか。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

委員ご承知のとおり、企業会計につきましては独立採算性でございます。単純に赤字になるからといって税等を投入するということの軽率な判断を担当としてはいたすべきではないと、私はそのように考えております。したがって、繰り返しのようになりますが、この会計がどのような状況に今後なるか、それから、施設設備等がどのような状況にあるか、現在、調査等を進めております。その辺のことを総合的に判断した上で、設備投資が幾らかかり、それに対してどの程度の料金等をいただくことが適切であるのか、その辺を総合的に判断した上で、繰り返しのようになりますが、全会計を見渡した中で判断をしてみたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（竹田委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。

私の立場からいたしましても、予算編成段階、今日の補正、決算見込みを踏まえて、理事者初め財政当局のほうにはるるご相談を申し上げておりますが、基本原則であります独立採算性を堅持しながら、なお一般会計にお願いできることがないのか研究しながら、基本原則を踏まえながら、極力引き続き経営の効率化ということはもちろん努力してまいりたいと思っております。そういった中で、料金改定も十分そういった総合的な視点で検討してみたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 平成20年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題とします。

1 ページ、第2条、業務の予定量。

13番室崎委員。

●室崎委員 ここで、入院患者数が、当初は2万7,370人でしたか。それで、今回、恐らく

これが最終的なものになるんだろうと思うんですが、そこで2万2,265人と、非常に大きく入院患者数が落ちているんですね。これは恐らく病院会計に及ぼす影響も非常に大きいのではないかと。外来よりも、やっぱり入院の数というのは相当大的な影響が来るのではないかなと思うんです。外来にはいろんなのがありますからね。それで、この理由について教えていただきたいんです。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 提案理由のときも簡単に触れたんでございますけども、ご存じのとおり、平成20年4月から介護療養病床19床が療養病床に変換をいたしました。19床、実は19年度の段階で17.2人、これは決算でありますけれども、入っております。19床に17.2人入っていたということでもあります。療養病床23床のうち、これは19年度の決算でお話しさせていただきましても、15.3人入っております。それで42床があった中での病床運営をやってきたわけでございますけども、今年度、介護療養病床を廃止したということで、療養病床に移ったわけでございますけども、現実的には、この17.2人の介護の方々をすべて今の療養病床で賄うということはでき得る状況ではございません。ということは、内容が違います。要するに介護度の高い方々については、前にもお話ししたけれども、逆に療養病床としての区分としては一番低いわけでございます。寝たきりの方々についての区分としての介護病床でありまして、そういう意味では非常に経営としては難しいわけでございますけども、これが現実的に15.3人と17.2人の中で、今の状況では25.1人ということ動いております。この1日平均7.4人、これが実は決算のところでもお話しさせていただいておりますけども、落ちているということでありまして、その金額たるや3,150万円ほど三角であります。それが大きく影響しているわけでございますけども、一般病床も36.8人から35.4人ですから、1.4人ぐらい落ちております。若干落ちております。ですけども、原因としては、ここに大きな原因がある。ただ、既に療養病床については、入院調整と言ったら語弊がありますが、いわゆるこの病床の使い方の理屈がありますので、そういう意味では、既にこれは、42床あるんですけども、32床を動かす基準の中で、今既に20年度から動いてきています。ですから、今年度のこの数字というのはもう少し上がるかもしれません、来年あたり。ですけども、どんどんどんどん上がっていく状況にはない。ですから、ことしの状況が、逆に言うと、一般と療養でもう少し頑張れる部分はあるんですけども、いくのかなと。逆に言うと、今までの病床利用率70%というふうに大体国も言っておりますけども、実は来々年度以降、10床程度落としたい。そういうことになりますと、60なり六十二、三というのが今の病院の病床利用率として70%超えていくわけでございますので、そういう運用をもう既にできておりますし、そういう理解の中でこの決算見込みを見ていただきたいなと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 前にも、今回の提案理由説明のときにも、今のようなお話が非常に要約され

てあったと思います。それから、その前に、厚文のほうにもそういうお話を聞いていたような気がします。今ほど詳しくあったかどうかはわかりません。

それで、まず一つは、介護療養型病床というものが今年度から動かなくなったということですよね。それで、医療療養型をもって何とかかえようということですよね。これは何とかだと思っただけですよ。そういうことで、相当大きく響いたんだということは事実としてはわかるんですけども、それは年度当初から見込めなかった話なんですか。介護療養型病床というものがなくなるのは年度当初にはわからなかったわけではないと思う。それが予定量ではそういうものを込み入れないでつくっていたのかということになると、その予算編成には何かわけがあったのかということをお聞きしなければならぬ、それが1点。

それからもう一つは、国は70%基準なんていうものを出してきていますよね。そして、それから落ちると点数を引くとか何とかの、いわゆるペナルティと称して、病院の経営に縛りをかけてくるわけですよ。これだってその地域、その地域の実情を考えると、果たしてそういうことをやっていいのかどうかというのは、我々この地域に住む者の実感ですよ。でもそんなこと言ってもらえないわけですよ。ただ、そういう中で、今、ちらっと答弁の中に、入院の患者数の統制というような言葉が出ているんですけども、いわゆる空きベッドが目立つ状態のまま来てしまった。そして今度は病床数を減らすことでパーセンテージをあわせるということが、この地域の病院の要求される機能という点からいって、問題はないんでしょうか。各地のこういう地方病院、みんな赤字に苦しんでいますよ。そんな中で、やっぱりみんな努力してるのは、苦しみながら、これは町立も同じなんだけど、医療難民だけはつくれないという1点だと思っただけですよ。ただ、現実のそういう国の縛りやいろんなもので、思うようなことができないという苦しみがあると思います。あとは個々的にはそれぞれのいろんな問題を抱えているでしょうけど、共通して言えばそういうことだと思っただけです。そういう意味で、今の点をもう少し説明してください。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 室崎委員おっしゃいました入院患者の数値、当初予算の見方から今ご質問だと思います。当初予算のときにこれはお話しさせていただいたんですけども、いわゆる病院にかかる費用含めて算出根拠をもちまして費用を積算いたしました。その中で、正直申し上げまして、ことしの当初予算もそうなんですけども、いわゆる公立病院に対するいろんな基準がございまして、不採算と言われる部分が当初予算で特別交付税もしくは地方交付税の本算定の中に入っていくという不確定要素が含まれています。そんな中で、当初予算といたしましては、かかる経費を削って出すというわけに我々としては考えておりません。そんな意味で、一般会計の中での負担原則もございまして、その辺の不確定要素があるがために、当初予算としては入院患者、外来患者で総体を見させていただいている。そういう中で、我々としては、この後、明日にでも改革プラン等々のやつを配りたいと思っただけですけども、結果として進んでいく道というのは、数字的にはそんなに病床数がどんどんどんどん増えていく時期じゃありません。

ですから、そういう見方をさせていただいたということでもあります。ただ、12月の補正の段階において減額させていただいております、64人ということで。ですから、これが我々としては、逆に言うと、12月の段階での数値なんですけど、さらにそれが何人か、1,095人ですから、逆に言うと64人から1日平均3人ほど減額をさせていただいたという状況になっておりますけども、それから3名ほど入院としては減少しているという状況にあります。そんな中で、これはいろんな医師を含めての、いわゆるドクターの力という問題もございますので、波が若干あります。そんな中で、今回の前回の補正との差はそういうことをご理解を願いたいなど。当初からすると、そういう見方をさせていただいたということでもあります。

それと、機能の問題です。特に我々含めて、我々、このベッドを落とすということを考えさせていただいたのは、これは町全体の中での計画がなかったらこんなことはできません。もしこういうことがないとするのであれば、最後までそれは医療療養型であったとしても、介護の方々があったとしても、これは見なければならぬ状況にあったと思います。ただ、公的施設としてそういう整備がなされる。それと、我々スタッフも含めて、医師も含めて、そこをきちんと管理といいますか、いわゆる支援していく状況に今つくっております。それは医者ばかりではありません。今、作業療法士も入れようと思っておりますし、理学療法士も増やしてまいりました。ですから、それとの一体的な中でやっていく中での、難民をつくらぬということが出来るがための、これも我々としてはいろいろ調整があります。病床数の調整というのは、保健所通じてありますので、それとの取り合いがありました。行ったり来たりがありました。その中で、我々としては、その部分で、心和園という部分で介護の療養が増えていくという中では、決して難民が、できるかもしれませんが、できていかないという基本方針を持って進めているということをご理解願いたいというふうに思います。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 まず1点目の、当初の2万7,000何がしというのは、地方交付税の問題や何かがあるので、かかる経費というものを満度に見せておかなきゃならないということだから、この人数は譲れないんだということですね、早く言うと。それから、ベッド数は、病院だけ見ると減少しているように見えるけれども、同様のものは心和園の中で増床されて、その体制も変わらないんだと。病院の介護療養型病床に入っているときと変わらない状況が、施設が変わっただけで、ちゃんといつくれるだけの体制をとるので、問題はない。そうすると、心和園にかかる期待は非常に大きいわけですね。ということによろしいですね。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） いわゆる介護病床、療養病床というのは、町全体で考えていかなきゃなんないことだというふうに我々認識しております。ですから、そういう意味で、やっぱり連携不可欠のものというふうに我々考えておりますので、ご理解願いた

いと思います。

(「はい、結構です」の声あり)

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。
昼食のため、休憩といたします。

午前11時51分休憩

午後 1 時00分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
業務の予定量で、他にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、2 ページ、第 3 条、収益的収入及び支出。

7 ページをお開き願います。

収益的収入から進めてまいります。

1 款病院事業収益、1 項医業収益、1 目入院収益。

2 目外来収益。

3 目その他医業収益。

ございませんか。

2 項医業外収益、1 目受取利息及び配当金。

2 目患者外給食収益。

3 目その他医業外収益。

4 目他会計補助金。

6 目道補助金。

ございませんか。

8 ページ。

収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費。

2 目材料費。

3 目経費。

4 目減価償却費。

5 目資産減耗費。

6 目研究研修費。

ございませんか。

2 項医業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費。

3 目雑損益。

4目消費税及び地方消費税。

2ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出。

9ページをお開き願います。

資本的収入。

1款資本的収入、1項補助金、1目他会計補助金。

3目その他補助金。

2項寄附金、1目寄附金。

ございませんか。

資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費。

2目建設工事費。

ございませんか。

次に、3ページにお戻り願います。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第6条、他会計からの補助金。

ございませんか。

総体的にありませんか。

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長(竹田委員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算を議題とします。

第1条の歳入歳出予算の補正、5ページ、事項別明細書をお開き願います。

6ページ。

歳入から進めます。

11款1項1目地方交付税。

15款国庫支出金。

10番谷口委員。

●谷口委員 済みません、11款でお願いします。

●委員長(竹田委員) はい。

●谷口委員 今回の特別交付税の内訳、ちょっと教えてください。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

地方交付税の1,185万円の増額についてでございます。これは特別交付税でございます。当初予算におきまして2億6,660万円の計上で、3月補正におきまして2,000万円を増額し、なおかつ今回1,185万円を増額したことによりまして、2億3,851万円ということになります。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 特別交付税の目的、それを聞いたかったんです。済みません。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 大変質問の内容を取り違えまして失礼いたしました。

特別交付税につきましては、地方交付税の6%分につきまして交付されるものでございまして、地方交付税のうちの普通交付税はそれぞれ地方公共団体における必要な需要額、必要な財源、例えば道路の維持補修ですとか、そういう測定単位、いわゆるそういうものに対して定量的に計測できるもの以外のもの、例えば厚岸町で申し上げますと、20年ぐらい前になりますか、流氷が来てコンブ被害があったと。それでコンブの量が少なくなって、交付税には算定されない、要するに財源不足が生じるといった場合の特殊的な財政需要に対して交付される分でございます。繰り返しになりますが、100%のうちの6%分がそれに当てられるという性質のものでございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 その性質はわかりましたから、今回、どうして特別交付税でそれを見たのか。何もなくて、今、例えをおっしゃっているわけでしょう。そうしたら、今回だって例えがなければ困ると思うんです。それは何なのかということを知りたい。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

特別交付税につきましては、委員ご存じのとおり、一般財源でございます。算定に当たりましては、ルール分等がございしますが、一般財源には変わらないところでございます。したがって、特別交付税分の1,185万円がどの分だからといってその分を今回計上したということではなくて、あくまでも一般財源として、地方交付税のうちの普通交付税を全額計上した後の残りの特別交付税を今回計上したというところでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。

10番谷口委員。

- 谷口委員 今回、総務管理費補助金については、地域活性化生活対策臨時交付金、それと、定額給付金の部分が見られているということですよ。定額給付金については、今まで十分説明を受けておりますからわかるんですけども、今回は、地域活性化生活対策臨時交付金については、国のほうでの算定見込額そのままに、今回は予算措置されていますよね。

それで、今回、資料もお願いしたんですけど、こういう状況にありますから、国のほうでさまざまな対策を去年から今年にかけて、1次補正、2次補正ということで対策をとってきていますよね。それで、資料に地域活性化緊急安心実現総合対策交付金、それから、地域活性化生活対策臨時交付金だとか、ふるさと雇用再生特別交付金、あと、緊急雇用創出事業交付金というふうに、事業メニューはたくさん政府のほうでは対策をとっているわけですよ。そのほかにも、年末年始等における離職者等の緊急雇用居住安定確保対策ということで手を打っていて、一般質問にもありましたけれども、厚岸町が結果的に年末年始、この3月までの間に緊急の雇用対策等について一つもと言っていいんでしょうね、私の見るところでは、手立てをとってきていないということで、これだけ今、いろんな問題になっている中で、これらの事業を今回ようやく厚岸町の追加補正で予算化をするということになった主な原因は何なんでしょうか。厚岸町は豊かなまちで、そういうことをする必要がないと。厚岸町の町民はみんな十分税金も納めていて、滞納もないと。財政も非常に安定しているということで、そういう対策を一つも考えてこられなかったのかどうなのか、その辺ではどういうふうに考えているんでしょうか。

- 委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

このたび、追加補正という形の中で、それぞれの事業、上げさせていただいております。それは質問者おっしゃるとおり、今回の部分につきましては、国の第2次補正予算に計上されました地域活性化生活対策臨時交付金、これに該当する事業ということで上げさせていただきました。これにつきましては、この追加補正で上げさせていただいたという部分につきましては、実は定額給付金の給付自体、いわゆる事業費の部分と同様なんですけれども、これはご案内のように、国が予算可決はしておりましたけれども、財源に対応する関連法案、こちらの審議が継続されておまして、まだ可決といいましょうか、決定がされていなかったというような事情がございます。交付申請等につきましても、それを待ってという形でございますので、厚岸町におきましては、その法案の

可決を待って、それをもってこの予算として計上をさせていただいたという内容のものでございます。

それから、年末年始にかかわる部分につきましては、一般質問の中でもお答えしておりますけれども、年末の時期にこういう特交措置の国の事業があるというような情報を得まして、私ども、それに見合う事業をできないかということで、るる調整、検討もさせていただきましたけれども、冬期間という中におきまして、その事業を創出するという形ができなかった。結局見送らざるを得なかったという事情がございます。それはなぜかといいますと、一つの例で、近隣では林業対策というような形でも進めておりましたけれども、厚岸町におきましては、既に施行すべきエリアがありまして、それらについては年次計画を持って行ってきている。そちらのほうで今事業をしてしまうと、全体的な以降の事業計画、こういったような部分の実施に影響が出てくる、こういうような事情等もありまして、見送らせていただいたという事情がございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 歳出のほうに入るわけにもいきませんので、歳入中心にまずお話を伺いたいですけれども、結果的に国のほうは対策を次、次、次と打ったわけですね。それで、今、課長がおっしゃいましたように、関連法案が通ったのは3月の4日だということでもありますよね。だから、厚岸は追加補正でやらざるを得なかったんだというのが、この間からずっと続いている話だと思うんです。それで、私は、暮れの12月の定例会で、国は1次補正はもう手を打ってあったんですよね。それで、1次補正で地域活性化緊急安心実現総合対策交付金という事業はもうやられているんですよ。それはもうはるか早くに、去年はいろんな点で、燃油等の高騰だとか、あるいは食糧が急に不足するとか、いろんな問題がありましたよね。そういうことがあって、政府のほうで対策を1次補正で手を打ってあった。そのときに、厚岸町は12月の補正あたりに何か出てくるのかなと思ったら、これには一切ないわけですよ。それで、私が確かめたら、今回の補正にはありませんという答弁をされているんです、12月議会で。ですから、そのほかに年末年始の問題もありますよね。入るほうがあるにもかかわらず、町がそれにきちんと対応しないというのはどういうことなのか。それから、仕事がないというような話してますけれど、それじゃ、我々、邪魔しているんですか、町内の業者。音喜多議員先頭にして、我々、林業活性化事業何だか議員連盟ってあるんですけど、毎年山に行って枝払いやっているんですよ。厚岸町が順序正しく仕事をやってきて、それをやると既存の業者、あるいはそれに携わる人たちの仕事がなくなってしまう。だから今回はそういうことを考えなかったんだというお話なんですけど、仕事がないのであれば、私は無理ですよ。仕事を進めることが、何か悪いように聞こえるんですよ。そんなに厚岸の町有林は年次ごとにきれいに遅滞なく整備が進んでいるんですか。我々、もうそうしたら枝払いに行くということは邪魔をしに行くということになっちゃうんですか。そういうことになりますよ。そのほかにどういう仕事あるのか、私にはちょっと見当が付きませんが、やはり雇用を少しでも創出しようと、そういう考え方に立っていくべきではないのでしょうか。今回だって税金の減額補正までしなきゃなんない、そういう状況にあるわけでしょう。

そして、無線で、相談に来てくださいと。もし納めないと何かありますよと。だから早目に相談してくださいと。そういう人を減らしていくのが行政の仕事ではないのかなと私は思うんですが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

昨日もご説明させていただきましたが、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金につきましては、委員おっしゃっているとおり、昨年のうちに第1次補正で通過してございます。その内容につきましては、1、生活、雇用支援対策、2、医療、年金、介護強化対策、3、子育て、教育支援対策、4、低炭素社会実現対策、5、住まい、防災・殺菌対策、6、強い農林水産業創出対策、7、中小企業等活力向上対策、これらの項目からそれぞれの地方公共団体がこれらに該当する事業について交付申請を行い、それに適否、採否を総務省のほうで決定をし、知事から通知が来たのが昨年の12月24日、2,875万2,000円でございます。それで、昨日も説明させていただきましたが、この緊急安心実現総合対策につきましては、病院のメニューで申し上げますと、2番目の医療、年金、介護強化対策というメニューについて、12月補正におきまして6,335万1,000円を病院会計に負担金として支出をしてございます。今回の3月補正におきまして、収入の部分について2,875万2,000円を計上させていただいた旨、説明させていただきました。結果として、その差額分、4,556万1,000円につきましては、当町の一般財源ということになるということも昨日説明させていただきましたので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 私からは、緊急雇用の一つの事例として、町有林の枝打ちが可能だったのではないかと趣旨のご質問にお答えしたいと思います。

まず、林活議連の皆様が毎年ボランティアで枝打ちをしていただいている箇所につきましては、これは町有林ではございません。厚岸町緑水会の皆様が植栽した箇所について、従来よりこの組織が首都圏で組織されております大地の会というところと共同して、毎年枝打ちをボランティアで行っている箇所であります。林活議連の皆様から何かお手伝いしたいという趣旨の申し出がありまして、私どものほうはその仲立ちをいたしまして、厚岸町緑水会にその場所を提供していただいて、枝打ちを皆様にしていただいているという箇所でございます。町有林ではないということをご理解願いたいと思います。

それから、町有林で枝打ちがこの事業を通してできなかったのかということですが、緊急雇用のこの事業の趣旨といたしましては、新たな雇用をして……。

失礼いたしました。年末年始にかけて新たな雇用を創出するという意味で、枝打ちが町有林で対象にしてできなかったのかという趣旨でございますが、これにつきましては、21年度予算にも枝打ちを予定してございます。それから、3カ年の計画では、23年度に枝打ちの予定がございまして、山の施業については植栽してから何年たってからどの施業をするというのが大体決まっております。その植栽した木の成長度合いを見ながら

計画を立てるわけですが、今回やるといたしましたら、21年度に予定しているものを前倒しできなかったのかということになると思いますが、公共の補助金を利用して、補助金をいただいて施業する予定をしていただいている箇所ではございますが、年末年始となると、多分単費という扱いでやることにはなると思います。その施業を林業従事者の方々にやっていただくという状況にあったのかといいますと、私が聞き取った中では、それぞれ従事をしている方は仕事についていたと。主に厚岸湖周辺の道有林の仕事、それから、尾幌地区あたりでの民有林の仕事にそれぞれについているという状況でございまして、先月ですけど、2月現在においても、その施業は続いていたというふうに聞いておりますので、林業従事者に限っては、そういった仕事を欲していたという状況にはなかったというふうに承知しているところでございます。それ以外の方々にそういう仕事を提供することは検討しなかったのかということにつきましては、総合的なことでございますので、また後ほど別にお答えするということになるかと思っております。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 1 時28分休憩

午後 1 時29分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 森林の関係につきましては、今お話ししたような状況、背景があるということでございますし、また、そのほかの事業という形になりますと、どうしても冬期間という部分の中で、例えばいろいろな維持補修等々につきましても、非常に難しいというような事情がございまして、現実的な作業を進めるという部分での難しさというようなものがありまして、厚岸町のほうにおきましては、その作業を見出せなかったというのが現実でございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 私が指摘したいのは、ああだこうだの理由はどうでもいいんですよ、はっきり言ったら。やっぱりこういう厳しい時期に、町民の方々が少しでも安心して、冬をどう越していくのか、正月をどう迎えるのか、そういうことに厚岸町が心砕いたのかどうか、それが問題なんです。標茶の枝打ちは専門家でない人もやってるんですよ。ある意味、そっちのほうが大事なんです。仕事ある人から仕事とるわけにいかないでしょう。別な仕事あるのに、おまえ、枝打ちへ行けということにはならないんですよ。だから、なれない仕事でも、それでも頑張るってやるという人には、やっぱり仕事を提供していくのが、こういうときの行政の仕事ではないのかなと私は思うんですよ。そこで事業をしたところとしないところがものすごい差がついちゃうわけですよ。道路をつくった

り、建物を建てたり、そういうことだけが仕事ではないと思うんですよ。前から言うけれど、季節労働者だって、今、公共事業が減って、業者も大変ですけども、それ以上にそこで働いている人が仕事量がどんどん減っているんですよ。ですから、最近人はもののように扱われる、そういう状態になっている、そういうときに、行政がしっかり手を差し伸べて支えていくということが大事だったのではないのかなというふうに思うんですよ。そういうことで、今、あれこれあれこれ言っていますけど、本当に仕事をつくり出して提供していこうかという考えは、今聞いていて全然感じないんですけども、いかがなものなんでしょうか。政府はそしたら何やったんですか。

それから、3月4日まで関連法案は通らなかったんですよ。これはだれだってみんな認めるところ。だけれども、そこまでに通ったらすぐ対策を打てるような手立てをとったのかということなんです。そういうことも十分考えてやりなさいというのが指導だったんじゃないですか。それまで一切だめだと。あの麻生総理だって、素早い対策をとりなさいと言っているんです。そういうことをやっぱりきちんと対策をとるのが行政の役目ではないのかなと私は思うんですが、どうなんでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

年末年始にかかわる部分につきましては、私どものほうとしても、どういった事業ができるのか、可能性があるのかというような部分、押し迫った時期ではございましたけれども、そういった形で関係課とも情報を出しながら検討を加えたということでございます。その点、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、2次補正にかかわる生活対策臨時交付金の関係でございますけれども、今回、補正予算という形で提出をさせていただいております。これは資料にもお配りいたしております。ちょっとごらんになっていただきたいと思っておりますけれども、6ページから生活対策臨時交付金という形の中で、これは国の2次補正にかかわる交付金事業ということで出されてございます。これの交付決定等につきましては、申請関係等々につきましては、この関連法案の決定、これが実際の交付には条件になるということをご理解いただいておりますとおりにかと思っております。

それで、こういった部分に該当する事業は、一体厚岸町ではどういったことができるのかということは、当然、事前から検討を加えまして、事業選定を行ってございます。資料の中の12ページ以降でございます。これは今回の補正予算という形の中で上げさせていただいておりますけれども、これらは、先の交付金を国が交付する上での交付対象となる事業という部分がございます。これは国が示しております地方再生戦略、あるいは生活対策というようなもろもろの施策を打ち出しているわけでございますけれども、それに沿ったような形での地方自治体での交付事業であれば、これに該当させるということで、項目立てがずっとあるわけでございますけれども、その中から選定をいたしまして、しからは厚岸町ではどういった事業を選定していかなければならないのかということで、それぞれ各課からこれに沿ったような事業はどのようなものがあるかということでとりまとめをいたしました。その交付限度額、定められているものですから、その

交付限度額の中におさまる事業、いわゆるそこに当てはまる事業ということで選択をさせていただきます。この選択に当たりましては、特に産業支援の部分のために町として必要となる部分、それから、もろもろの公共事業ございます。町としてのやらなければならない事業というものはあります。そういった中から、できるだけ地元の雇用につながる事業を選択したいという考えのもとに、事業選択を行ったところでございます。個々の事業につきましては記載のとおりでございます。

さきに1番音喜多議員の一般質問の際にお配りいたしました資料の中にもお配りいたしておりますけれども、そこに、厚岸町の地域経済に直接的な影響を及ぼすもののチェック、それから、間接的、それをやることによって一部厚岸町のほうの経済的な部分に流れてくる部分というようなチェックを入れましてお示しもいたしておりますけれども、こういった事業を選択する。その一つには、今、繰り返しになりますけれども、地元への経済的な影響、つまりは雇用につながるもの、しかも、なおかつその事業ができるだけ早い時期、年度の早い時期に着手できるような事業選択というようなことを考えながら事業選択を行わせていただいたということです。

この事業の実施につきましては、ご案内のように、この関連法案が通って、国が交付決定、交付申請、こういったものができなければ、現実的には進みません。そういった形の中で、実際にこの事業を進めるとい形になりますと、時期的なもの、こういったようなことから考えると、年度明けにならざるを得ない、実際の事業実施を考えた場合。そういう形の中では、繰越明許費によります20年度事業ではございますけれども、そういった形の中で、やはり雪解けを待ってこの作業をしなければならない、こういう事情もありますけれども、そういったことを念頭に置きながらこの事業選択をさせていただいた。結果、今回の定例会において補正予算の形で事業を出させていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 大体町の考え方と取り組みについてはわかりました。

それと、緊急雇用創出事業ってありますよね。これは厚岸町はどういうふうになるんですか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思っております。

この緊急雇用創出事業交付金の概要につきましては、参考資料としてお配りいたしております17ページでございます。これも国の雇用施策の中の一環といたしまして出された制度でございますけれども、この内容といいますのは、交付金が都道府県に交付されます。都道府県では、基金をつくりまして、その基金を取り崩しながら、23年まで、3年間にわたってこれを雇用対策に当てていくという考え方でございます。都道府県みずから行う雇用対策、それから、市町村が行う雇用対策ということでございまして、これに当てる事業というのは、この17ページの3、基金により実施する事業ということで、

以下の事業を基金により実施するということが、これは都道府県にかかっているわけですが、これが市町村でやる場合にこの考え方が準用されるということに相なります。それで、地域内のニーズがある事業という下なんです、離職した非正規労働者、中高年者のための短期的、6カ月未満、これが原則です、基本になります。6カ月未満のものであって、次の雇用の就業のつなぎ役といいたいまいしょうか、一時的な、臨時的な雇用ですよという考え方でございますけれども、その一番下にありますとおり、右端に書いてありますが、既存事業の振り替え事業はだめですと。要するに、従来やっている事業にそれを当てるといのはだめですと。新しく創出した事業にこの交付金を当てる、つまりはプラスする、プラスアルファの事業に行うんですというものが条件になっておりまして、18ページのほうの一番下の行でございまして、これをやっていくための要件としましては、人件費割合がその事業の7割以上、かつ、新規雇用の失業者割合が75%、4分の3でございまして、それ以上が新規雇用するんです、こういう条件の中で、直接事業、もしくは民間業者等への委託事業、どちらかを選択しようというような事業でございまして。

それで、次のページ、ごらんになっていただきたいと思っております。19ページでございます。厚岸町につきまして、この基金によります配分額という、配当額といいたいまいしょうか、配分額ですね。道の基金に積まれたものを、道内市町村への配分限度額という形の中で、北海道から示されてございます。それが、厚岸町の部分、網がけしておりますけれども、959万5,000円、これが現在示されております額、3年間での総額でございまして。そのうちのおおむね60%程度、60%を21年度の事業に配分する、それ以内ということですね。そういうような形の中で示されてございます。

この緊急雇用につきましても、私ども、これに該当する事業というようなことで、いろいろ集めました。集めた中で、やはり緊急的に年度の初めからできるだけ早い時期に多くの人間がだれでもできるような仕事というような選択をした結果、次に20ページとしてついておりますけれども、これまでなかなか手をかけることができなかつた道路、河川等々の清掃であるとか、管理であるとか、こういったような部分の作業を当てようということで、これは計画段階でございまして、4人を5カ月間、これは直接雇用でいきたいという事業を選択いたしまして、これを取り組むべく、今計画をしているという状況でございまして。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 大体わかりました。

結果的に、緊急雇用のほうは新年度予算に入っちゃってるのかな。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） これは新年度予算の中に計上をさせていただいているところでございます。

(「わかりました」の声あり)

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。
他にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、2目民生費国庫補助金。
22款1項1項町債、4目農林水産業債。
以上で、歳入を終わります。
8ページ、歳出から始めます。
2款総務費、1項総務管理費、4目情報化推進費。
13番室崎委員。
- 室崎委員 ホームページシステム導入委託料1,000万円ですね、これの中身をちょっと説明していただきたいんですが。
- 委員長（竹田委員） 総務課長。
- 総務課長（豊原課長） お答え申し上げます。
現在のホームページシステムにつきましては、平成16年10月から賃貸借という形で対応させていただいております。これの契約期間が21年9月30日で切れるというような状況にございまして、これの入れ替えが目の前に迫っているということで、今回、事業メニューというようなことで、選定する過程の中で、この入れ替えの作業を前倒しをさせていただいて、この3月追加補正が準備をさせていただきたいというような内容でございます。5年前にこのホームページ、作成しておりますので、時代にそぐわない点が出てきておりますので、なおかつまた、利用しづらいと。展開していく過程が利用しづらいというようなご意見もあるように聞いております。そのようなことに対応して、リニューアルをし、使い勝手をよくしていこうというような趣旨でございます。
- 委員長（竹田委員） 13番室崎委員。
- 室崎委員 趣旨はいいんですけど、趣旨はよくわかりましたけど、内容というのはどうということなんですか。この1,000万円という費用の内容。
- 委員長（竹田委員） 総務課長。
- 総務課長（豊原課長） お答えを申し上げます。
更新経費の内訳のお尋ねかと思ひます。この部分につきましては、Webサーバーの買い取り、それから、計画、それから、計画段階でのいろいろな情報のやりとり、それ

から、検索把握できる機能を付加するというような作業、あるいは、町の年間スケジュール、観光の目線に立ってカレンダー表示ができないかというようなことの情報のプラス、それから、情報更新機能を持たせたいというようなこと、それから、文字の大きさを少し自由に変換させるような機能も持たせたい、それから、携帯電話での問い合わせ、アクセスが可能になるようなホームページの機能を持たせたい、さらには、メールマガジン機能、こういうのも備えていくようにしたい、それから、画像アルバムの閲覧機能についても付加するような考え方をとりたい、それから、外国語対応、言語の切りかえ機能についても付加すると。それから、問い合わせ状況の管理、ステータス管理機能というふうに言っておりますが、これらも付加するというような内容で、それぞれ金額を見積もりました結果、消費税込みで約1,000万円の金額に相なったというような状況でございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 どの程度比較対象になるかは、全く私、素人だからわかんないんですが、現在、町の中でホームページをほかに持っているのは情報館と水鳥観察館と海事記念館ぐらいかな、大体そのぐらいですかね。それぞれのところでホームページを導入するときどの程度の経費をかけていますか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 1 時54分休憩

午後 2 時01分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
13番室崎委員。

●室崎委員 ほかのところのホームページ導入の際にどれだけかかったかがすぐ出ないということ自身が大変おかしいんですよね。今、ホームページ、いわば新規巻き直しで新しくつくっていくわけでしょう、今話を聞いたら。そうしたときに、せめて同じ町の中でホームページをつくっているものが、どの程度の内容で、どの程度の経費がかかったかということすら参考にしていないということですね。それがどの程度参考になるかは、それは私はわかりませんよ。

それから、ものすごい高次機能をたくさんつけているようです。ですから、いろいろと経費がかかるんだろうと思うんですけども、他のものの比較は不可能だということになるのであれば、それはそれで仕方ありません。今、教育長、お帰りになったけれども、そっちのほうはわかったんですか、何か。もしわかったなら教えてください。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長）　今回、情報館については更新をかけておりました、サーバーの費用と、今回新たに、今までの情報館のホームページについては、サーバー自体は情報館のサーバーを使っていますけども、ホームページについては直営でつくってましたんで、金額的には直接はかかっていないんですけども、今回、新たに図書館システムの検索その他の機能をホームページに乗せましたので、その分は経費かかっていますので、その内訳について、今、担当部署に問い合わせをかけているところですけども、もうちょっと時間かかります。

●委員長（竹田委員）　13番室崎委員。

●室崎委員　ホームページというのは、ぱっと開いてぼんとやると出るのかと思ったら、ホームページの経費については随分時間がかかるんですね。

それで、私が言うのは、高いの安いの言ってみたところで、私は全くの素人ですから、何もわからないんですけども、できるだけ必要最小限のといえますか、スリムにして、こういうものについては必要な情報がぼんととれればいいわけで、それ以上のいわばお遊びは要らないというような感覚に立って、ぎりぎりスリムなものをつくるというのが基本できないかと思うんです。今聞いていると、メールマガジンまでつけるというようなことで、非常に多機能、高次機能とでも言いますか、そういう容量の大きい、しかも複雑なもの、複雑なもの、何か指向しているしているような気がしてしょうがないんですけども、これでもって今走るというのであるならばどうにもなりませんけれども、それと、周りのいろいろなものとの比較もしていないというふうに思われるんですけども、まさか業者の言いなりになってつくっているわけではないでしょうね。この点についてきちんとお答えいただきたい。どの程度の、こういうものをつくるに当たって、これがどうしても必要だという検証をしているのか、その点についてお答えいただきたい。

●委員長（竹田委員）　総務課長。

●総務課長（豊原課長）　今回、入れ替えしようとする部分につきましては、既存システムすべては活用しないと。そっくり全クリニューアルといえますか、新たな形で対応させていただく。その中で、これまでは一方的にこちらから送りっぱなしというような状況だったんですが、そういうような状況ではなくて、こちらからさまざまアクセスできるような、確認できるような、そういうような対応をしたいというようなことで検討をさせていただき、積算をいたしました結果、こういうような状況に相なっているということでございますので、ご理解賜りたいというふうに存じます。

●委員長（竹田委員）　教育長。

●教育長（富澤教育長）　ただいま現場のほうから情報入りましたので、お知らせいたし

ます。

今回の情報館のシステム更新に当たりまして、ホームページ関連のソフトのシステムについては、概算ですけれども、112万円、ハードについては、更改用サーバー92万円ということで、合わせて204万円。海事記念館については直営で行っておりますし、そのハードも情報館のサーバー内で解析しているだけですので、経費的にはソフト代が1万3,000円ということでございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 そうすると、決算からいうと、ハードのほうを抜くと、海事記念館は112万円という話ですから、ごめんなさい、情報館ね。112万円という話ですから、約10倍のソフトで機能を持ったものを本庁舎のほうではつくと、そういうことに単純に見るとなりますよね。そういうものなんですか。

それからもう一つ、今、どこがこっちに対して交信してきたかというのが全部わかるようにするんだということになると、これから役場のホームページを見るということは、こっちも見られていると、そういう状態のものを入れると、こういうことですね。これ、よく何とかのバックドアとかといって、いろいろとあるんですよ。こっちのほうが無言で向こうを見ていると思ったら、向こうもこっちを見ていたというのがあるわけですが、そういう機能のついたホームページであると。あ、室崎、おれんこの見てんだなって、役場のほうでもわかっていると、こういうことになるわけですね。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 2 時07分休憩

午後 2 時11分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答えします。

お時間をいただきまして大変申しわけございません。

まず1点目、情報館と比較して約10倍というような比較の関係でございます。私どもが考えております部分につきましては、役場すべての課でやりとりをしていくというような内容で、システム全体の保守経費等々を考えているところでございまして、失礼しました、システム全体の管理ということでございまして、情報館につきましては1カ所で対応というようなことでの、ここに違いがございます。内部でいろいろ、例えば町民からメールが入る、これに対して窓口である私ども総務課のほうで回答するべきもの以外のものについて、原課でWebにのせる、ホームページにのせるということになるわけですが、その作業の進捗状況についても総務課のほうでチェックができるような体制

をつくりたい。相手のほうをこちらで確認するというような説明を先ほどいたしましたけれども、相手の方を特定するというような機能ではなくて、内部でそういうきちんとした対応ができていくかどうか、そういうのを確認するというようなことで、そういう機能を持たせたいというような内容でございます。そういう点で、経費的に値が張るというような状況になっているところでございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 今までのだってその程度の機能あったんじゃないですか。庁舎内のLANの機能持っているわけでしょう。そんなものあったんじゃないですか。そういう機能が入るものをつくった途端に、そんなめちゃくちゃな値段にぼーんと跳ね上がるんですか。これ、どうにも担当者自身、余り理解してないんじゃないだろうか、今の話聞いていると。てきぱきとした答弁がないですよ。結局、業者に丸投げしているんじゃないんですか。こんなものもいいですよ、あ、そんなじゃそれもつけてくれ、こんなものありますよ、あ、頼みますよというようなことでやっているようなふうには受けとられかねないですよ、そんな答弁してたら。余り時間かけたくないんですけど、聞けば聞くほどわかんなくなってくるんですね、こっちのほう。私自身も素人ですから、雲をつかむような話なんです。もしかしたらこの程度のものは1,000万円もするかもしれないなと思ったんですよ。だから、念のため、そうやってほかのホームページも聞いてみたんですよ。そうしたら、到底比較ができないような話しか出てこないんですよ。どういう検証をしているんですか。

それから、機能といってざーっと読み上げられた。私のほうでメモとるの間に合わないぐらいだから、全部はついていないかしらんが、要するに今まであったものは使わないで、全部一から作り直すという話でしょう。そのこと自身がどうなのかなと。そうでなきゃできないのかどうかというのは、まず疑問があります。積み上げるというような形ではできなかったのかなということですね。

それから、見ていくというと、本当に大企業がつけているような、と巷間聞くものまで入っていますね。そういうものまで全部なぜ必要なのかという検証していますか。どうも今のですと釈然としないんですよ。きちんとしたものをつくっているんですけど、説明の仕方が下手で、説得というか、うまく理解してもらえないんだというのであるならば、上手に説明してください。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 2 時16分休憩

午後 2 時17分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

広報情報係長。

● 広報情報係長（田崎係長） お答えいたします。

まず、今回のホームページシステムの更新についてなんですけれども、改めて説明をさせていただきます。

現在、厚岸町のホームページというのは、行政情報システムネットワーク、すなわち庁舎内にあります各職員の端末においてホームページの更新作業を行っております。ですから、庁舎内に設置してあります端末すべてからホームページを更新することができる仕組みになっております。しかし、それでは、外部との接続というものがありますので、庁舎内にまずは一つサーバーを置きまして、そこで仮想的なホームページを立ち上げております。そして、そこから外部に公開するためには手作業で実は職員がデータの移動を行いまして、外部の回線、一般回線ですね、こちらのほうとつながって、ホームページが見られるというような仕組みになっております。実はこのシステム、既に4年以上経過いたしまして、平成21年度で現在のリース期間が満了するというようになっております。現在、思うようにこのシステム上での更新ができない状況、すなわち、もう4年も経過しておりますので、現在の一般の方々が見られるようなシステムというか、ホームページの画面をつくることのできない状況になっております。なおかつ、サーバーが4年経過しておりますので、かなりの頻度で止まってしまうというようなハードウェア的な障害も発生してきております。

そこで、今回のシステム構築という話なんですけれども、仕組みといたしましては、今申し上げたとおり、職員が、各課がそれぞれホームページのデータを更新するというのをまず前提にしております。なんですけれども、庁舎内に2台もサーバーを置いたり、またはそのデータ移行の管理を我々職員がやるということは、かなりの労力、それと経費が発生してきます。ということで、今回は各課に設置してありますインターネットの端末から、外部に設置してあります私どものレンタルサーバー的なホームページのサーバーになるんですけれども、そこに各課がそれぞれアクセスをしてデータ更新を行うと。ただし、課が勝手にデータ更新をしてしまってホームページを公開するわけにはいきませんので、それら各課が更新した内容については、すべて情報管理であります総務課のほうに連絡が入ってくる。そして、総務課のほうで、これは公開しても問題ないぞというような判断を出した段階で、初めて一般の方々に公開されるというようなまず仕組みになっております。ですから、ホームページの画面をつくるのではなく、仕組みそのものが変わってくるということになりますので、例えば情報館のほうで100万円、200万円程度のお金でできているものが、役場においては1,000万円程度の金がかかるということになります。

また、データの更新につきましても、今まではそれなりのホームページをつくる知識というんですけれども、こういうものがなければできなかったものが、現在はひな型、こちらを複数用意いたしまして、各課それぞれ異なったページづくりが可能になってくるというようなことで、担当職員がすんなりと今まで以上にデータ更新作業を行うことができるというような仕組みを用いております。

先ほど担当課長のほうからさまざまいろいろな仕組みを言いましたけれども、今回、このホームページ、まだ業者はもちろん決めておりません。この仕様をつくるに当たっ

では、現在、5社ほどからシステム提案の話を受けております。それと、他町村に対する視察も行っております。状況も確認した結果、今現在求められるホームページというのは何なのか、こちらはユーザーを仮想設定いたしまして、例えば厚岸町に転入してきた人、子供が生まれたばかりの主婦の方々、こういうような方々の視点に立ってホームページを、必要な情報を検索する仕組み、こういうものがどういうものがいいのか。また、観光客が厚岸町に来る際に、ホームページを見た際に、これは間違いなく厚岸町に住んでいる人とは視点が違いますので、そこら付近の見方も考えながら、機能を考えた結果、先ほど列挙したような、ちょっと複雑な機能までが含まれているというようになっております。ただし、こちらにつきましても、まだ現在、内部を詰めている最中でありまして、ですから、必要である、必要でない機能というのが変わる可能性はあるかもしれませんが、現在のところ今のインターネットの状況、見ている方の状況、そして厚岸町に住んでいて必要とされる方の状況、外部から厚岸町を訪れる方、こういうものをすべて想定して、だれもが必要な情報を得られる、すなわちユーザビリティというんですけれども、そちらの考え方を重視して、また、障害者や高齢者の方々も見やすいように、すなわち色や文字の大きさを自由に変えられる、これはアクセサビリティというんですけれども、こちらの考え方をすべて取り入れて、今まではにない、町のような玄関となるホームページ、こちらのほうを構築していきたいというふうに考えております。ですから、このような経費にもなっておりますし、仕組みが根本的に違うということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 大体のところ、よくわかりました。こちらの理解度が少ないから、おっしゃったことの半分ぐらいしか理解できないんですが、それでも何とかビリティというのをよく考えているということだけはよくわかりました。

それで、問題は、あれば便利だということやっていくと、どんどん膨らみますよね、こういうものは。だから、これからまだまだ検証する部分があるかというようにお話でしたので、あれば便利なんだけども、経費の関係からいって、そこまで要るのかどうかというところは、相当厳密に機能を検証してもらいたいわけですね。ものすごくたくさんつけて、ものすごい大きなホームページをつくっているまちもあります。ただ、非常にスリムでシャープで、しかし必要な情報についてはぼんぼん出てくる、むしろ軽く動く、そういうホームページをつくっているところもありますので、本当に今のこの時代ですから、機能というのはめっちゃたくさんあると思います。その中で、あれも便利で、これも便利だと言っていると雪だるま式になってくるので、その点だけはどうかよろしくお願ひしたい。そして、いわゆる今よく言うでしょう、小さくてもキラリと光るまちって。ホームページもそうであってほしいなと、そのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答え申し上げます。

ただいまのご提言、内容を十分吟味させていただきまして、厚岸にとってこれでいいのかという視点で、厳密な検証をさせていただきながら、使い勝手がいいものを目指してまいりたいなというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

1 番音喜多委員。

●音喜多委員 よくわかりましたが、今回の、今使っているやつはちゃらにして、新たにということですので、競争入札になるのかなというふうに思いますが、その導入方法とか、それはどのように考えていますか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） 発注の仕方につきましては、まだ具体的にこれでいこうというようなことを決めている段階ではございません。ただ、これまで私ども、発注するに当たりましては、こういう機器類につきましては、それぞれ一長一短があるというようなところがございます。したがって、複数社からさまざまな提案をいただく中で、その中で厚岸町が要求するもの、それに業者がどれだけ応えられるのか、そういうような検討を行うというようなことで、言ってみれば公募型プロポーザル方式という内容で実施をしていければなというようなことを考えておりまして、4月に入りましてから、仕様を決めていく中で、さまざま検討をしていきながら、発注のあり方を定めたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） 1 番音喜多委員。

●音喜多委員 この種のシステム開発とか取り組みというのは、非常にこっちが何を求めているか、何が必要であるか、それが決まらなければとか、これとこれとということになると、当然、それについての価格も出てくるでしょうし、だから競争入札というのはなじまないと私も思っていますが、しかし、そこにやはり競争的な発想を持たないと、ちょっとやばい話になりますので、その辺、重々考えて、ぜひ安くいいものをつくっていただければというふうに思います。答弁はいいです。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、8 目財政管理費。

13目諸費。

3 番佐々木委員。

- 佐々木委員　ここで定額給付金の申請というか、給付スケジュールについて資料をいただきました。これについて、2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点は、3月16日から申請受付開始ということなんですけども、受付の申請書の書類の中に添付するもので、郵送の場合ですけど、本人確認書類の写し等々、写しという言葉が入っています。そこで、支所なり役場なり、直接来られる方は現物を持って来られればいいわけなんですけども、例えば老人世帯だとか、独居老人世帯、その方で、歩いて来れないと。できれば郵送したいんだというところで、この写しをどうやってとったらいんだろうかという、そういう懸念を持っている方がいらっしゃるわけです。その点についてのフォローの関係はどうなっているのか、これがまず1点です。

それから、給付金、口座振込については4月7日からすると。それで、一番下に、窓口現金受領方式については5月の下旬からの給付支給になる予定だと書いてありますね。これについてちょっと説明していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

- 委員長（竹田委員）　まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長）　お答え申し上げたいと思います。

この定額給付金、もう既に申請書、それぞれ発送いたしまして、私どものほうにもいろいろ問い合わせをいただいております。これは自治事務ということで、厚岸町でやる事務にはなるんですが、いろいろな手法につきまして、国の交付金を使うというような関係から、それぞれ全国的といいたしまししょうか、一つのルールに基づいた形でのやり方を選択しているということでございまして、この本人確認の写し、それから、振り込む口座を確認するための写しというようなものの添付については必要だと、やはり間違いないような形で確実に世帯主、あるいはその代理者に行くという手法を選択しなければならないという上では必要だということでございます。ただ、おっしゃるように、コピーをとるためには、例えばコンビニだとか、あるいはまちなかに出てこなければならないというような事情もあることは了解してございます。できればそういったような機会を利用してお願いしたいということでございますけれども、また、そういうときには、町の窓口へ直接来ていただいてというようなことも電話等でお話もさせていただいております。ただ、そうは言っても、役場の近く、あるいは湖南地区の出張所の近くの方であれば来れるんですが、いわゆる郡部、遠いところのほうの方々、ここまで出てくるのかというようなこともあろうかというふうに思います。ただ、そういうことを考えまして、これはどうしても3月16日からの受付開始ということになると、相当の量がまいります。こちらでの受付、郵送での受付というような部分を重視しなければならないというようなことがございまして、4月に入りましてから状況を見ますけども、4月に入ってからは、いわゆる地域、臨時の窓口、こういったようなものも設けたいというふうに今考えておまして、そういった部分については、今後の状況、こういったことを踏

まえながら検討といいたいでしょうか、そういうことを考えていきたいというふうに思っております。

それともう1点、現金の関係でございますけれども、現金支給という部分につきましては、基本的には全部振り込みで行いたいというふうに考えております。現金給付というのは、どうしても間違いだとか事故だとか、こういったような部分があるものですから、これらはできるだけ避けたい、これは全国的な統一した考え方なんです、そういった中で、どうしても事情によって振り込み口座を持ってない方、この方には、やはり直接現金で支給せざるを得ないであろうというふうに考えてございます。そうしたときに、どうしてもこの給付事業が始まりますと、振り込みだとかそういったような作業のほう为重点的に優先して作業をしていかなきゃならないというようなこともございますし、一方で、振り込みをするためには、ごらんとおり、申請してから給付まで、これは金融機関との振込機関の調整の関係がどうしても出てきます。そういう関係があつて、4月7日、あるいは郵貯であれば4月17日というような形になってまいります。そうすると、現金給付、これらとのバランス、それから作業量、こういったようなことを考えますと、やはり5月にならざるを得ないというふうにこちらのほうでは考えてございまして、そういう作業調整をさせていただきたいということで、そのスケジュールで今進むという形になってございます。

●委員長（竹田委員） 3番佐々木委員。

●佐々木委員 最初の質問は、地域の方だとか、そういう移動できる方についてはそういうことで結構だと思うんですけど、私が聞いたのは、老人世帯とか独居世帯で、いわば外に出れない方もいらっしゃるんでないかと。そういう説明がなければ、それはいいんですけども、そういうところのフォローはどうなっているのかなと。例えば、ヘルパーさんが行ったときに、ヘルパーさんのほうから声をかけて、そういう意味のフォローをしているのかどうか、そういうことだったんです。

それと、確かに銀行振込ということで、厚岸町もそうやってやられるということなんですけども、それはわかるんですけど、現金で給付しているところもほかの町村であるわけですね。その場合は、いわば窓口で本人確認できる書類を持って行って、そこで普通にもらえるような形。やはりある程度年齢になった方だとか、これを楽しみにしている人に見れば、これはやっぱり早くいただくほうがうれしいと思う。ましてや、4月7日に振り込みして、5月の末ということになれば、どういうことですか。1カ月と20日くらいあるということでしょう。約2カ月ですよ。今、課長言われたことで、一般の住民の方が、そうなのかなということに私はならないと思うんですけども、その点、もう一度答弁。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） まず最初のほうの、いわゆる外に出れないような老人世帯等のサポートはどうなっているのかと、これは大事なことだというふうに思っ

おります。私ども、地域の民生委員の方々に、そういったところに声をかけていただきたいというようなことで、そういう申請関係のサポートをお願いしているということがまず1点ございます。それから、電話等で私どものほうにそういった事情等いただける、あるいは、これから申請期間、6カ月間ございますけれども、そういった中で、申請が上がってこないといったようなところにつきましては、それはやはりそういう事情があって手続がなかなかとりにくい状態があるというような部分を考えながらフォローをしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、現金払いの関係ですけれども、事情は、振り込みよりも先にいくというような形はやはり避けたいという部分は一つございます。ただ、全体の作業量の進み方、こういったようなことも考えながら、また、5月の下旬の期間を早くできるのであれば、その辺は状況を見ながら弾力的に考えたいというふうに思っております。これは内部での全体的な作業の調整という部分もございますので、その点をご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、現金給付を中心とされてやっているところ、もう既に給付も始まっているところがございます。でも、既にご案内いただいているように、世帯数が数百だと、そういう極めて少ないといいましょうか、そういうような地域性の中で、そういった選択肢が可能だったというところについては、そういうふうにとらえられて、一方では、まだ申請書を送る段取りさえついていないという、大きな都市になってきますけれども、そういうような事情もあるという、それぞれの持っている地域事情もあるということをご理解いただきたいというふうに思っております。

●委員長（竹田委員） 3番佐々木委員。

●佐々木委員 老人世帯等については、そういうことでぜひお願いしたいと思っております。

それと、現金給付について、やはり住民の方から言わせれば、書類用意して、銀行へ行って、書類提出して、そういう手間よりも、直接のほうが結果的に手間がかかんじゃないのか、時間かかかんないんじゃないのかというような、そういうとらえ方をしているわけです。そんなことも含めて、振り込みとそんなに時間のないような形でできるだけ努力していただきたい。

以上でございます。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 今まだ実際の申請が16日からの受付開始ということでございます。ただ、もう既に発送になっていきますので、いろいろな問い合わせ等々も来てございます。こういった形の中で、これがどの程度のボリュームの形で申請が来て、どのような作業を処理できるかという部分が、実はまだ、実際に走ってみなければちょっとわからないという部分、多々ございます。かなり混雑してくるのかなというふうにも思っておりますけれども、そういった作業の状況だとか、そういったような部分を見ながら、弾力的に取り扱ってまいりたい、このように思っております。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 定額給付金に関して、私はちょっと違う部分についてお聞きします。

これは、きょうも昼間のテレビで見ていると、振り込め詐欺の暴力団が1人つかまったというような、何億円だかの金をおろさせていた中間元締め、そんな話も出てきました。そういう不埒な連中にとっては、この定額給付金、待ってましたということになりかねません。それで、もうこれは配ったんですね。今、これについて、こういうふうに直したらいかかという話をして遅いんで、ただ、これを補うことをちょっと申し上げますが、大変失礼だが、相変わらずなれていないですね、文章が。行政文書です、いわゆる。だから、普通の人にはわかると思うんです。普通の人っていうかな、理解力のある人はよくわかると思うし、非常に正確にわかりやすく書かれていると思う。ただ、そういう不埒な連中のターゲットにされるような、ここ、いいぞと、カモリストに載るような、そういう人たちが見たときに、どこまで理解できるかなという気がいたします。

例えば、町からの問い合わせについてということが書いてありますね。そうすると、こいうことは問い合わせるけど、ほかのことは問い合わせなんかないんですよと、ATMに行ってくれなんていうことは絶対ありませんからねと一生懸命書いてくれた。ところが、さっと斜めに読んで、あ、町から問い合わせがあるんだなと思われてしまう可能性もあるんです。それで、既にテレビで出ているのは、市職員の腕章をつけて自宅まで来たというのがあった。それから、今、厚岸のような方式をとった場合に、一番恐ろしいのは、室崎さんですか、あなたのところでこういう書類出してくれたんだけど、ちょっとこのところの口座番号かすれてよく見えないんだけど、もう一遍、何番でしょうか、私のほうで補完しますのでと言われたら、これ、案外のもかもしれない。案外妙なネタ教えたことになるのかな。こういうような式に、私程度でもそんなこと考えるだから、彼らはものすごく頭いいですからね。年寄りや障害者や、そういう人たちにだますのにはどうしたらいいかというのでは、こっちが舌巻くほどの知識と知能を持っています、彼らは。だからおっかないんです。そうすると、例えば、これは本当の私の浅知恵ですよ。何か町から問い合わせたときは、必ず説明があつて、一たん切りますと。そして、向こう側から何番にかけていただきますというようなことをすると、これは手が出ないわけですね。というような万全を期すやり方を、この際いろいろ考えていただきたいんですよ。そして、そういうことをわかりやすくみんなに知らせてほしい。真つすぐ電話来て、そこで話したら、これは怪しいぞとってくださいと。そういうようなことを一つ一つやってほしいですね。これは警察あたりでも当然いろいろなノウハウを持っていると思いますので、お願いしたい。

それともう一つ、揚げ足取るようなこと言うなと思って気を悪くしないでくださいね。不審な電話がかかってきたらすぐ連絡くださいってなんです。でも、だまされる人は不審な電話だと思っていないんですよ。不審な電話だと思った人はだまされていない人なんです。そうすると、注意事項として、不審な電話があったときはと言っているのは、これはそんな注意事項の必要のない人たちなんですね。だから、何が不審な電話なのかということが具体的にわからないとだめなんです。

訪問販売で、随分とある時期、問題になった会社がありました。そのセールスたちは、その事件の後になお成績を上げたそうです。それは、入って行って、あんなのところ、今、新聞ダネになっているあれでしょうと。いやいや、そうじゃありません、よく説明しますから聞いてくださいと言って上がり込んだと。逆にそれが入り口になったという話まで聞いています。ですから、非常にこういうものについてはいろいろな手が出てくるかと思しますので、その上に行くことを考えていただきたい。そして、やっぱり猫なで声を出して、1日電話が1本もかかってこないような寂しさの中で暮らしているお年寄りなんかは、本当に猫なで声の、おばあちゃん、元気ですかというようなのが入ると、うれしくてしょうがないですよ、やっぱり。情にもろくなっています。そういうところから入ってくるという可能性もあるんです。

それで、せっかくこれだけ苦労して、今、町の年度末の忙しいときにこの業務をやらなきゃならないご苦労というのは、端で見えても大変だなと思います。それですから、そのために妙なことになるように十分に、例えば防災無線なんかでは非常に力を入れていただきたい、そういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 定額給付金の給付に絡んだ、いわゆる悪質な関係、もう既に全国的にそういうようなものも出没してきているという情報も私どもいただいております。これは、給付というのが本当のきっかけとして、おっしゃられるような悪質な詐欺行為であるとか、そういったものが出てくるのかなと、実は私どもも心配をいたしております。

それで、実は、きょうお配りはしておりませんが、申請書の中には、ちょっとフォローする意味で、こういった定額給付金の振り込め詐欺、こういったものに注意してくださいというような部分をさらに大きなチラシという形で一緒に同封をさせていただいております。これで万全だというふうには思っておりませんが、少しでもちよっと目につくようにというような形の中でさせていただいております。

それと、もうご案内かと思えますけれども、この定額給付金の給付開始日をお知らせすると同時に、こういった振り込め詐欺に注意をというような形の防災無線もタイミングをとらえながら流させていただいているんですが、なかなか短い時間の中でいろんなケースを伝えるというのも非常に難しいというような実感を持ってございます。

それで、防災無線で流す、文字で流すと言っても、なかなかそれを自分のものとして受けていただけないというところに問題があるのかなということは、前に13番委員さんのほうからもご指摘受けたところでございますけれども、私どもも、この定額給付金に当たりましては、一つは、申請書をなかなか自分で書けないという部分もございまして、今言ったような形の中で被害に遭うというような両面性が考えられるということから、実は先般もお話しさせていただきましたけれども、民生委員の方々のお力をいただこうと。ということは、民生委員の方々というのは地域におられて、顔見知りでございます。そういう、本当にこの人なら間違いのないというような顔見知りの中で、申請書のお手伝いをいただく。それから、民生委員の方々とお話しさせていただいたときには、知らな

い人が来たときは絶対だめよと、書いたり何かするのは。そういうことを口頭で直接伝えていただくということが大事なのかなというような考え方の中で、ひとつ民生委員さん方のサポート、申請書のサポート、それから、被害に遭わないようなサポートをお願いしたいというお話をさせていただきました。それについては同意もいただいております。今回、またさらに寄附行為させていただきましたので、また通知をもって、またさらに民生委員さんのご協力をいただくというようなことの文書での依頼も、今行おうという形で進めておりますけども、そのほかにも、いろんな情報が入ってきたときに、それを民生委員さんだけでなく、いわゆるヘルパーさんだとか、そういった方々のほうにも、こんなようなことが今起きているんだというような情報はこれまでも流してきておりますし、そういったような形の中で流して、その人方が認識していただくことによってお伝えできるだろうというような取り組みをさらに今後も続けてまいりたい、このように考えてございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

2番堀委員。

●堀委員 今回の定額給付金、いろいろな方から私も多分聞かれると思いますので、私がおかしいところというのを聞きたいんですけども、まず最初に、このスケジュールに基づいて、16日からの受付が開始されました。3月19日、申請受付1回目の締めというふうにある。私が気になっているのは、この1回目の締めということなんですけれども、そういうことで、1回目の締めがあってから振り込みまでが、一般金融機関が4月7日、郵貯が4月17日というふうにスケジュールではなっているんですけども、これは毎月毎月締め日を設けるということではないのでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 基本的に作業を進めていくためには、どこかで締めて、毎日毎日振り込むというのは困難でございます。今考えているのは、1カ月に2回、これをめどに作業を進めていきたいというふうに考えてございます。これは第1回目の関係で進めるという形になりますと、どうしても最初の段階というのは申請書のボリュームがものすごく多くなります。それで、1回目のほうについては19日までに集まってくるものについては、その振り込みの手続をまずとりたい。その後につきましては、順次、一月2回の支給、振り込みを目指しながら作業を進めていきたいというふうに考えてございます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 そうすると、第2回目というのは今のところいつを予定しているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 3月の末には給付決定をいたしたいと、それまでに
出てくるものについて、そういうふうには現在は考えてございます。第2回目でございます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 そうすると、例えばゴールデンウィーク前、家族でお金がほしいよとか、この
定額給付金でどこかに行こうとかというふうに考えたときには、少なくとも3月末の第
2回目の締め日ぐらいまでに申請がなければ、ゴールデンウィーク前の給付は難しいと
いうふうに判断してよろしいんですね。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 振り込みの関係なんですけども、どうしても大量な
形、それも全国的に集まってきているものが、例えば北海道なら北海道のセンターとい
うところに振り込みの関係が一斉に集まって、それから振り込まれるという仕組みにな
っているそうです、金融機関、それから郵貯のほうもそうでございますけど。そういつ
た中で、こちらのほうから振り込みの依頼をしても、口座の事前確認の作業、それから
本格的な振り込みを行うと、そういうような形で、どうしても期間を持たなきゃならな
いということがあります。そういう関係でいきますので、できるだけこちらのほうも作
業はそういうような形で、早く支給できるような形で進めますけども、どうしてもそう
いうような振り込みに関する手続的な期間がかかるということでございますので、その
点をご理解をいただきたいというふうに思います。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 ですから、それはわかるんですよ、期間が当然かかるというのは。ゴールデン
ウィーク前にお金がほしいといった人の場合は、2回目の締めというような形のところ
までに申請がないとというようなことということなんです。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） これからの作業の中では、4月の末、いわゆるゴー
ルデンウィーク前に振り込みが完了するというものをまず我々も考えたいと思います。
そうすると、それから逆算していきますと、どのくらいの時点で締めるかなと。どのく
らいまでに申請が届いて給付決定できたものがいくかという部分が決まります。大体3
月の末くらいであれば、4月中での支給は可能かなというふうに今思っております。こ
れはまた金融機関との振り込み等の関係、期間設定の中で、さらに調整をしながら、で

きるだけ早くに支給が可能なような形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 それはわかりました。例えばゴールデンウィーク前にほしいなと思っている人がいたと。人によれば4月の10日ぐらいに出して間に合うのかなと思って持っていったら、郵送しても、ゴールデンウィーク前には振り込みがなかったというようなことにもなる。だから、スケジュールというものがはっきりと町民のほうにもわからないけど、一応こうというような質問したんですけれども、とりあえず私のわかる範疇で、私の説明できる人方にはそのような説明というものをしたいと思います。

また、窓口現金受領のことで、先ほど聞かれていましたけども、5月下旬からだ。どうしてもその前にやるということでは間違いや混乱が生じるおそれがあるということなんですけども、どのような間違い、混乱というのが想定されるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） まず、現金給付ということを考えますと、相当大的な額になります。億を超える額でございます。これを現金給付をしていくという形になりますと、それだけの多額の現金を取り扱う、そして窓口で混雑する、そうした中で、相手の本人確認をする、きちっとした形の中でやっていくという部分については、非常に混乱の中で事故が考えられるということでございます。それは避けたいというのが第一でございます。そういう基本的な考え方の中で、全国的に振り込みというものを基本に、この定額給付金の交付を行っていくというのが大前提にまず一つでございます。

そうしますと、現金給付というのは、そうはいっても、口座を持ってないという方々の中にはいらっしゃると思います。そういった部分には、一応現金給付というような形でいきたいと思います。今言ったように、振り込みといいたまいますか、振り込みを希望した方が、極端な話、1カ月近くかかります、現金給付はその前にどんと早くなりますという形になりますと、これは非常にある一定の給付に関する公平性だとか、そういったようなことから考えますと、やっぱり問題があるだろうというふうにまずは一つは考えます。一つはそういう点があります。

それと、先ほどいうように、現金給付、こういうすごい作業のボリュームのあるときに、さらに現金給付の窓口での部分を進めていくという形は、非常に作業の重複といいたまいますか、ボリューム量からいって難しいということを考えますと、やはり混乱期、そういう部分を避けた時点で取り扱わざるを得ないであろう、こういうような判断をさせていただいているということでございます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 今回の送られてきた定額給付金申請書の送付についてといったものとか、長い

注意書きといった中には、現金給付が振り込みよりもどのくらいおけるとかというのは一言もないんですね。そういった中で、受け取った人方が非常に混乱すると思うんですよ。しかも、振り込みを優先するとも書いておりませんし、それについてはどうなんでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 注意事項、小さいので読めないといえ別なんでしょうけども、定額給付金の注意事項という部分の中に、窓口現金受領方式の申請方式という部分がございます。そちらの後段の中に、窓口での現金給付は5月下旬からですということで、振り込みによる給付よりおくれて開始することになりますので、ご了承くださいという注意書きといいたいまいしょうか、そういう部分を入れさせていただいております。ただ、文字数が非常に多いですから、わかりづらいものがあるというふうに言われると答弁のしようがないんですけども、一応そういう形の中で注意書きということで触れさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 それについてはわかりました。

あと、聞きたいことといたしましては、窓口、きょうもお昼食べるときに、1階のロビーで、あれは相談窓口ということで設置されておりましたけれども、窓口というのはどこになるんでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 窓口につきましては、役場の町民課にあります窓口、それから、湖南地区出張所の窓口、この常設窓口2カ所でございます。現在、申請の関係、まだ受付始まっておりませんので、ただ、いろいろ問い合わせがあるということがありますので、それらに対応するために相談窓口という形の中で承っているという形でございます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 そうすると、1階の総合窓口、あそこにきょうかかっているような立て看板のようなもので、常時そこを相談窓口なり申請の窓口にしますよということで、常設するというので理解してよろしいんですね。わかりました。

あとは、本当に細かいことなので大変申しわけないんですけど、字も細かいので、細かいこと聞くんですけども、申請書の中に、下記の事項に同意の上、定額給付金を申請しますというふうにあります。1番、2番、3番とあるんですけども、そこで私が気になったのは、1番、定額給付金の受給等に関して、受領資格の有無等について、公簿

等で確認することに同意いたします。これ、「等」というものが使われているんですけども、今回の場合、この申請書の個人情報なりというものが、それらが定額給付金の受給以外で使われるということはあるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） この定額給付金にかかわります情報、例えば代表的なのは、リストをつくりますから、住民基本台帳上の給付リストでございますけど、これは当然、定額給付金の給付にかかわる情報でございますから、それ以外に使うということはできませんし、そのように考えてございます。その情報管理というような部分についてはしっかりとしていきたいというふうに考えています。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 そうすると、この定額給付金の受給等に関してという「等」というのは間違いだと。これは定額給付金にしか使いませんよというふうに理解してよろしいということですね。

あと、受領資格の有無等も、これもほかにどのような資格審査以外に使うのかなど。公簿等というのも、住民基本台帳なり、それ以外のものでも確認をするということもあるのでしょうかというで聞きたいんですけども。

（「ちょっと休憩してもらえますか」の声あり）

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 3 時 05 分休憩

午後 3 時 40 分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

2番堀委員に対しての答弁から始めます。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

申請書の中にあります定額給付金等の受給等に関して、「等」という言葉が入っているわけでございますけれども、この「等」には、受給のほかに、申請請求の受理を行う際に、その申請者が申請に該当する人になり得るのかどうかというようなチェック等も事務の中には生じてくる場合もございます。そういったことも含めて、受給等という表現がされているということでございます。なお、この公簿等での確認することにつきましては、定額給付金に関するということ部分が主語になってまいりますので、定額給付金

以外に公簿等を確認するという事はないというふうに理解をしていただきたいというふうに思います。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 公簿等でのちょっと説明がなかったんですけども、住民基本台帳以外を使うということもあり得るというようなことはちょっと答弁なかったんで、それをちょっとお願いしたいんですけども、あともう1点だけ。この定額給付金申請書提出されてから受給までの期間というのが当然あるわけです。20日なり1カ月なりあるんですけども、そういったときに、申請された後に申請者が死亡した場合、こういう場合はどのような手続というものが必要になるんでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） まず、最初のほうの、公簿等の確認の中に、住民基本台帳のほかに、状況によっては戸籍等を調べるといったような場合が出てまいります。それは特殊な事例でございますけれども、給付対象者に加えなければならないのかどうかというようなチェック、こういった場合も生じる場合もあり得るということでございます。その点をご理解いただきたいと思います。

それから、申請を行った後で亡くなられた場合ということでございますけれども、それは残っている家族の構成の中に、代表するところに給付されるという形になってございます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 つまり、それは給付までの間に死んだ場合、死亡届なりが出された段階で自動的に変更というものがかかるというふうに考えていいんでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 自動的にこちらのほうで修正をするという形になってございます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 その場合、口座振替の手続等は間に合って、申請期間、振り込み予定日が変わることなくできるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 亡くなってすぐの場合、まだ口座が残っているという部分がございますから、そういったときにはその口座に振り込む形になります。いわゆる申請者、世帯主ですね。ただ、死亡に伴いまして口座が閉鎖された時点という部分がございます。この場合については、当然、こちらのほうで振り込みできなくなりますから、そうしたときに、次にどこに振り込むかという部分については、残っている、いわゆる給付対象者の中、その世帯の中、そちらのほうとの連絡によって、いわゆる代表になる方のところに振り込むという手続がとられる形になります。いずれにいたしましても、亡くなられた方の分も含めて、いわゆる世帯に支給をされる、給付をするという手続がとられるような形になります。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 その場合は、そうすると、役場の職員が直接死亡された世帯のほうに行くと、それとも電話連絡で済ますという、先ほど振り込め詐欺とかというようなことの中で、そういう心配というものがあるというような中で、そういうふうに行くという場合があり得るといふふうに理解しておいてよろしいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） その場合は、口座の関係がまた新たに申請してもらわなきゃなんないという形になりますが、再度申請していただくというような事務の流れになるというような考え方でありますし、そこは適正な、いわゆる被害だとか、そういったような形に遭わないような形で取り扱いたいなど、このように考えております。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 済みません、何回も。そうすると、申請者が亡くなった場合、まず役場のほうから、例えば通知文書なりで、振り込み予定、給付予定の提出とかというような文書でもまず行くと。そのときに、新たな申請書が郵送されると。それに基づいて、新しい申請者となり得る人間が申請をするというふうに理解してよろしいんですね。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） いずれにしましても、おっしゃられるような形の中で、給付世帯のほうに再申請といたしまししょうか、そういうような形を送るような形で手続がとられていくというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 行政的に、申請があるわけですから、何らかの処分というか、申請に対しての

結果というものを出すわけですよ。当然、申請した人には払わなくなるというものがまずはないとならないのかなというふうに思うんですけども、どうでしょう。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） この給付の手続の中、申請が上がってきまして、それに対してこちらのほうで給付決定をいたします。給付決定をして、実際に口座の振り込みをするわけですけども、給付決定と同時に、口座で何日に振り込みますという通知を行います。そのときに、先ほど言いましたように、事前チェックの段階で口座番号がないという状況がわかりましたならば、給付決定通知できませんので、それはその時点で、当然、再度申請してくださいというような部分、あるいは訂正が必要ですよというような連絡は申し上げたい。そういうような形で給付できるような状態にしたいという手続は当然とられるような形になります。

ただ、一方で、給付決定して、口座へ振り込んでも、実際には口座が何かの事情で振り込むことができないような状態になったという場合も考えられます。それは当然戻ってきますので、それは実際に振り込めないような状況になりますので、それはまた受給者のほうと連絡を取り合いますして、給付をできるような状態、書類の申請だとか、そういったようなことをしていただくという形になっていくというふうに思っております。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 ですから、先ほども言いましたけども、連絡というのが、訪問によるものなのか、電話によるものなのか、書面による郵送によるものなのかということです。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 基本的には通知で行いたいなというふうに思っております。

（「よろしいです」の声あり）

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 3 時 50 分休憩

午後 3 時 57 分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
休憩します。

午後 3 時57分休憩

午後 4 時02分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
他にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、12ページ。
3 款民生費、1 項社会福祉費、4 目老人福祉費。
10番谷口委員。

- 谷口委員 緊急通報装置整備事業、緊急通報システム等15台分ということなんですが、これは現在の設備の更新になるんですか、それとも新規、新たに一人暮らし等が増えて増やすということなんでしょうか、どちらなんですか。

- 委員長（竹田委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（久保課長） 今回、購入させていただきます15台分でございますが、新規の利用ということになります。この事業がまいりましたときに、私ども、現在使っています緊急通報装置、相当古いものになってきているものですから、順次更新が必要な時期になってまいりました。ある意味では、大量に購入をさせていただいて、ストックをしたいという思いもあったんでございますが、この事業の中ではストックは認められないという性格のものでございましたので、今新たに緊急通報装置の設置が必要な部分で15台分を購入させていただくというものでございます。

- 委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

- 谷口委員 そうすると、この15台はすぐもう設置、稼働していくというふうに考えていいんですか。それとも、ストックはだめだというから、全部設置しないとだめなんですよ。

それと、今、課長がお話ししてはいますが、相当たっていますよね、厚岸でこの制度を導入して。それで、古い機種というのは、順調な更新というか、そういうものが今まで何回も行われているのか、あるいは、それが十分行われていないのか。もし、緊急通報システムですから、機能がきちんと作動しない場合に、やはり問題があるのではな

いのかなと思いますけれども、そういう点では、現在は心配はないのか、どこかの時点でやはりめどをつけなきゃならないのか、その辺も含めて、ちょっと教えてください。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 購入いたします15台分については、すぐ設置をさせていただくということになります。ただ、時期の問題でございますが、新年度に入ってから事業展開ということになりますので、そこまでお待ちいただくということになります。

それから、既存のものでございますが、今現在、93台設置をしております。亡くなられた方もいらっしゃるものですから、そういう意味では、同型の機種ストックそのものは持っております。故障したときにはストックしている分で入れ替えをさせていただくというようなことをやっております。今現在、年度、年度の更新の計画なんでございますが、途中で5台とか6台とかという年度契約の中で古いものを更新をしようというようなことで進めてきておりますが、ここ二、三年の中では、年間3台程度の予算を確保いたしまして、新規の利用希望の方も含めて対応しようということでやっております。1台10万円近くする装置なものですから、そのほかに取りつけ手数料というものも3万円ちょっとかかってまいります。そんなことで、思うように一気にという計画は立てられない中で現在進めているところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 そうすると、今後問題になってくるのは、思うように更新が、本当は5台、10台といきたいところを、3台ぐらいのペースでここ何年かは推移しているということを考えると、やはり少し予算等の増額等が今後必要になってくるというふうに見ていければいいんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 今現在、ストックで古い型のものを持っておりますが、部品自体が今、もう生産されていない状態なものですから、古いものと交換してつけても、それがまた故障したときということが考えられます。委員おっしゃられるように、いつかの時点ではきちっと、3台ペースではなくて、もっと早いペースの更新計画というものがようになってくるなというふうには担当のほうとしては思っておりますので、今後の事業の組み方の中でさらに検討していきたいというふうに思っております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、2項児童福祉費、2目児童措置費。

4目児童福祉施設費。

2番堀委員。

- 堀委員 改修補修工事費です。全部で5件ですね。トータル2,039万3,000円ということで、屋根張り替え、外壁、ペアガラス改修、これは1番さんの一般質問の資料を見させてもらって言っているんですけども、全部で保育所関係5件あるんですけども、これら5件、工事種目、それと、発注予定となる、そのとき指名競争入札というふうになるだろうというようなことと言われていましたので、その場合の町内での対象業者数を教えていただきたいと思います。

- 委員長（竹田委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

保育所施設整備事業の5件の工事の業種でございますけども、2件が建築業種。

(「どれとどれですか」の声あり)

- 建設課長（佐藤課長） 真竜保育所屋根張り替え、それから、厚岸保育所外壁、ペアガラス改修、これが建築業者となります。もう1件ございますね。太田へき地保育所外壁改修。3件が建築関係でございます。それから、厚岸保育所電気暖房改修、これが電気業者となります。それと、宮園保育所電気暖房改修、これも電気業者ということで、5件となります。

それから、町内の業者数でございますけども、この金額でございますと、D等級でございますから、建築工事、建築関係の業者ですと7者ございます。それから、電気でございますと1者でございます。

以上でございます。

- 委員長（竹田委員） いいですか。

(「はい」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 他にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、14ページ。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目病院費。

ございませんか。

16 ページ。

5 款農林水産業費、1 項農業費、5 目農地費。

6 目牧野管理費。

ございませんか。

なければ、18 ページ。

6 款 1 項商工費、2 目商工振興費。

ございませんか。

20 ページ。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費。

2 番堀委員。

●堀委員 土木費、3 款 3 目にわたりますので、お許しいただきたいと思います。

こちら先ほどと同じように、各工事のほう、予定されております。これについても、先ほどと同じように、対象工種、それと、該当となる業者数というのを教えていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 4 時 12 分休憩

午後 4 時 13 分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず、道路新設改良のほうでございますけれども、奔渡町港通護岸かさ上げ整備事業でございますが、これは土木業者。それから、港町地区冠水対策事業、これも土木業者となります。それから、尾幌 2 号川支流整備事業、これも土木業者でございます。

次に、町営住宅施設整備事業のほうでございますけれども、まずは、工事請負の中では改修補修工事、建築工事費、それから施設整備工事費といった 3 本立てとなっておりますが、その下に解体がございます。解体は 1 本立てとなっております。それを、今想定する工事に基づいてご説明を申し上げたいと思います。まず、奔渡団地のほうの物置建築工事がございます。これは 2 件ございまして、これは両方とも建築業者となります。それから、施設整備工事費に入っておりますけれども、宮園団地の地上デジタル放送のブースター取り換え、これは家電事業者となります。それから、町営住宅の風呂釜改修がございます。これは 5 件ほどに分割されますが、ガスを供給する設備業者。それから、梅香団地換気扇改修、これは給排水設備の業者でございます。それから、奔渡団地の換

気扇が2件ございまして、これは電気業者。それと、梅香団地の流し台、これが2件になりまして、これは建築業者となります。

それから、解体撤去工事のほうでございまして、こちらはすべて建築業者となります。件数的には、今想定しているのは8件となっております。

それと、業者数でございまして。業者数的にはさまざまでございまして、金額的にはほとんど一番最低のD等級の工事となりますので、主にD等級ですと、まず土木では、地元、町内に本社があるということで申し上げたいと思いますけれども、4件、4社でございまして。それから、建築工事につきましては、先ほど申したとおり、ほとんどがDでございまして。それでいきますと7社。ただ、1件だけ、解体工事ではC等級の金額となるものがございまして。それは、今現在と申しますか、C等級はゼロ。それから、電気業者でございまして、電気業者はD等級の工事がございます、それは1社でございまして。それと、C等級の工事もございまして、それは現在、町にはゼロ者でございまして。それと、設備工事でございまして、D等級の工事が1件ございまして、それは地元、本社がある業者でありますと3社でございます。ほかに、給排水の温水プールの暖房設備、これがあるかと思いますが、これは金額、工事内容はちょっと私のほうで把握しておりませんので、それは体育振興課のほうで出します。あと、ガスの供給設備、これに関しては、町内の今既存のガスを供給している業者がございまして。そこと今、随意契約を結びたいというふうを考えてございまして。

(「家電は」の声あり)

- 建設課長（佐藤課長） 家電でございまして、まだ家電業者については何件というまでは抑えてございまして。今、地元にあります家電業者、テレビとか、一般家庭的な電気を売っている業者の中で対応できるだろうというふうを考えておりますので、その中から選考できればというふうを考えてございまして。

- 委員長（竹田委員） 2番さん、体育振興課のほうからの答弁、要らないですか。

(「さすがに款が違うのでと思ったんですけども」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 要らないですか。

(「款が違うので、どうかなと思ったんですけども」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 答弁いいですか。答弁できるのであれば。

(「委員長の許しを……」の声あり)

- 委員長（竹田委員） だから、答弁できますか。
休憩します。

午後 4 時21分休憩

午後 4 時21分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 申しわけございません。
温水プールの暖房設備改修等もごさいます。それについては、地元の業者で対応できないということで、地方の業者となるかと思ひます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 まず、土木工事に關していうと、すべてDランクということらしいんですけども、港町地区の冠水対策事業、計画だと4,500万円、これは港町2条通ほか7路線というふうになるんですけども、これも大体Dにあれするぐらい分割するというこゝでよろしいんでしょか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 説明不足で申しわけございませんでした。
土木工事につきましては、港町かさ上げ整備事業、これはBランクです。それと、尾幌2号川支流改修、これはC等級となります。そして、奔渡港通かさ上げ整備事業、これがDということでごさいます。それに対して業者数は申し上げておりませんでしたので、業者数につきましては、Cが2社でごさいます。Bが1社。
以上でごさいます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 いろいろと教えていただきましてありがとうございます。
それで、建築工事、Dというのが全部で何件発注になるのかな。15件ぐらいになるのかなと思うんですけども、当然、Dであれば、以前から心配されておりました工事の責任技術者というものが確保できるのかというものがまず心配になると。Dは7社しかないんで、二つ以上持つというか、一つだけじゃなくて、二つ、三つとやれる、受注機会というものが地元業者のほうに発生してくるわけなんですけれども、その場合、これらの15件に關して、示されている予定工期内の中で、地元業者だけで賄えるというふうに判断してよろしいんでしょか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私ども、なるべく早期発注を目指しているわけでございます。しかしながら、今、ご質問者おっしゃったとおり、現場なりに常駐しなきゃならない。そうしたときに、業者数、技術者が足りなくなるといったことも出てまいります。そうしたことは、工事の発注、そして完成の状況を見た中で、バランスを見ながら発注をしていきたい、このように考えてございます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 ただ、示されている中には、既に予定工期というものが出て、完了期限というものも示しているわけです。それを、例えば次にあるからといって、安易に急がせるような工期というふうにさせても、やはりそれは工事の完工高というか、ものの善し悪しというものにもやはり影響してくるといふ心配も出てきます。そうしたときにどうするのかなということでお聞きしたいんですけども、どうなんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

一番この中で工事的に本数が多いのが解体工事でございます。解体工事的には、わりと期間がそんなにかからないというふうには踏んでおります。ですから、その発注状況、それから、でき上がりの状況を見た中で、多少は発注の時期をずらしながら調整をとっていききたいと、このように考えているところでございます。

（「わかりました」の声あり）

●委員長（竹田委員） 堀委員さんに委員長からお願いなんですけども、資料的に、先ほどのデータみたいなものを出していただくときに、前もって資料提出してもらえれば、議会もスムーズにいくので、今後、運営についてというお話なんですけども、できれば資料提出、なるべくしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 今のことに関してなんですけど、言ってみれば景気対策等、雇用対策ですよ、この事業は。やはり素早い対応が必要になってくるというのがこの対策でないのかなというふうに思うんですよ。そういうことを考えると、速やかな発注、そして速やかに着手をしていただくということではなければならないと思うんですよ。そういう点では、今、堀委員は、余り急がせていい加減な仕事やられては困るというようなことで、ちゃんとした仕事をしてほしいということを念を押されたんではないのかなというふうに思うんですけども、私もしっかりと仕事をしていただかなければならないのは当然でありますけれども、対応は素早いものでなければならないというふうに考えるんですよ。

ね。繰り越してしまったから、さあ、あとはゆっくり、じっくり考えるよというんでは困るんですね。ですから、業者の協力も当然生かさなければならぬし、なるべく地元の業者で、地元の雇用につながるような対策をとっていただくということを進めていかなければならないと思うんですけれども、この示されている予定工期等を見ていると、相当かかるものもあるんですけれども、できればやはり一、二カ月のうちにできるものを選定しているのではないのかなというふうに考えるんですけれども、それでなければ、この事業の目的を達することにはならないと思うんですよ。町の考えていることと、やりたい事業と、交付金事業の持っている中身と、やはりよく検討して対応していただかなければ困ると思うんですよ。ですから、その辺についてしっかり対応していただきたいと思うんですが、どう考えているか、お伺いいたします。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今、質問者のおっしゃっているとおりでございます。私どもも、この地域活性化の交付金事業、これを進めるに当たりましては、できる限り工事分散させ、そして広く発注する方法も考えておりますし、なおかつ、それに対して早急にやはり発注をしていきたいというふうに考えてございます。ただ、私ども、職員等の技術者の問題もございます。それに対しても、今、他の課の技術者も含めて応援態勢を組んで工事の設計に当たっているところでございます。その中で、お示ししました工事の予定工期のものを入れさせていただいてございます。大抵は4月のところになるべく入るよということでは考えてはございますけれども、ただ、先ほどの堀委員からもあったとおり、業者数も限られているわけでございますので、一挙にこれを出しますと、当然、業者さんも受けられないという部分も出てまいります。そうしたところは、やはり状況を見て、バランスを見ながら発注していきたい。ただ、基本的には早期発注を目指しているということでございます。

（「はい、いいです」の声あり）

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

13番室崎委員。

●室崎委員 2目の港町地区冠水対策事業なんですが、これ、随分前から議会では質問も要望も相次いでいたところだと思うんです。潮が込んでくると、ここが海だったということのを彷彿させるような風景が出てくるといようなお話も随分ありまして、ただ、そのときに、毎回お答えは、道路だけかさ上げしても、今度は縁の下のほうにどんどんと水が入っていつてしまうような状況になったんでは非常にうまくないので、なかなか難しいというような話がずっと何回も言っていましたよ。そういうところとの調節というんですか、調整というんですか、そういうような部分で、非常に技術的に難しいものがあるという話を聞いていたんですが、今回、ここへ出てきたということは、そう

いう問題は解決したと、そういうふうを考えればよろしいんですね。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 港町地区のかさ上げの内容でございます。周りの家の高さ等の調整等は非常に難しいところがございます。それについては、周辺の地域の方と話し合いを持ちながら、じゃ、どこまで高さを上げれるのか、当然、地域の方にも影響が出る部分もございます。それはご理解いただく場合もありますし、それは難しければ、少し下げざるを得ない、そういった調整をとって、こういった工事を今進めてきております。現に平成20年度につきましても、既に在原タイヤさんの前あたり、それから、桜ハイヤーさんの交差点、あの辺の一带をかさ上げもしてございます。それをするにしても、やはり周りの人方に高さ調整等、意見を聞いて、そしてここでいいだろうというところで工事をさせていただいております。これから21年度、この事業につきましても、同じような方法の中で進めていきたいと、このように考えてございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、3項河川費、1目河川総務費。

6項住宅費、2目住宅管理費。

ございませんか。

7番安達委員。

●安達委員 この間、説明の中で、この住宅解体、公住の。上尾幌も含まれているという説明だったと思うんですけど、間違いないでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 上尾幌のところの解体、上尾幌地区につきましては、今、解体を考えておりますのは、上尾幌団地、平屋の部分、2棟を解体する計画でございます。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 要するにベニヤでふさいでいる、昔からある古いところですね。3戸の2棟、そうだね。やっとならしていただけるようなんですけども、これは壊した後は、やはり宅

地としてそのまま土地を残すのか、また、別な目的があった場合には利用できるのか、その辺、ちょっとお伺いしたいんですが。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

上尾幌団地の解体の跡地でございますけども、今のところは、解体しまして、整地にしたら、何か売り払いに出せればというふうには考えてございます。ただ、ほかにまだ利用等は検討していきたいと、このようにも考えてございます。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 売り払いという説明だったんですけども、貸し出しというか、賃借にはならないんですか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず今、これは公営住宅という形になりますので、それを普通財産に戻して、そして普通財産は、今、町としては、基本的にはまず売り出すということを考えてございます。また、そういった中での状況、買い手の状況等見ながら、次は貸し出すという方法も考えていくということになると考えてございます。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 それと、この際というか、教員住宅もかなり古いのがあるんですけども、この教員住宅までは手が届かないというか、予算的には無理なんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今回、地域活性化生活対策臨時交付金事業におきましては、今、うちでは上尾幌の教員住宅もリストには挙げております。しかしながら、予算枠等がございますので、この部分は今回見送ったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、22ページ。
8款1項消防費、2目災害対策費。
ございませんか。
24ページ。
9款教育費、2項小学校費、2目学校管理費。
7番安達委員。

- 安達委員 ここでお聞きしたいんですけども、この間も述べたように、上尾幌小中学校、閉校になるんですけども、この閉校後の校舎の管理はどういうふうな形になるのか。

- 委員長（竹田委員） 管理課長。

- 教委管理課長（須佐課長） 閉校後の上尾幌小中学校の管理につきましては、今、教育委員会で考えておりますのは、小学校部分につきましては、この後も教育委員会のほうとして利用していきたいというふうに考えております。といいますのは、今回、尾幌、上尾幌がこの3月で閉校になりますし、既に昨年、厚静小学校が閉校しておりますし、その前にさかのぼれば、糸魚沢等々の各学校の閉校後のいろんな品々、まだ残っておりますし、それぞればらばらに学校にまだ残っているものもあれば、我々委員会のほうの事務局のほうで管理しているものもあります。そういったものを、上尾幌の小学校の教室を利用して、それぞれの学校の思い出を残すような部屋につくりたいというのが、今事務局で考えていることでありまして、そういう意味では、上尾幌小学校、まだ年数も新しいわけでありまして、利用もできるということがありますので、委員会としてはそういった部分での活用を考えておりますが、4月にすぐできるわけではありません。閉校して、その後の学校の備品類の、今度はそれぞれの学校に受け取ってもらう作業とか、まだ残っておりますので、それらの作業が終わった段階で、今のミュージアムの作業にかかっていきたいと思っておりますが、中学校部分の校舎につきましては、今のところまだ、そういう意味では少しあくのかなというふうに思っていますが、この後、我々としては、その施設のあいているところの公募なんかをしまして、利用したい方の公募を募って、使用に向けての作戦を練っていきたいなという考えでおります。ご理解願いたいと思います。

- 委員長（竹田委員） 7番安達委員。

- 安達委員 小学校のほうのコミュニティに適したスペースがありますよね、オープンスペースが。あれ、私ども地域としては、やはりあの校舎を何とか地域の活性化に少しでもつながるような形にさせていただきたいなと、そのように考えているんですけども、小学校部分のほうも逆に使い道あるのかなと、そういう面では。各学校のそういう備品類

ですか、そういうものをストックするには、中学校側のほうを使っていたほうが、これからの利活用面ではそのほうがいいのかなと思っているんですけども、いかがなものでしょうか。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 上尾幌の小中学校については、小学校棟についてはまだ10年ということで、まだこれから十分使える状況です。もちろんあの地域に具体的な要望があれば協議させていただきたいというふうに思いますし、また、交通の便もいいということから、一部、使えるだろうかというふうな問い合わせも実は来ております。その中で、ある意味で、ちょっとそのままお貸しするというのは、学校としての維持費を考えると、非常に厳しいものがあるんですよ。というのは、全部が電気暖房で中学校棟が成り立っていると。ですから、今でいくと年間300万円ぐらいの費用もかかるし、暖房費だけではなくて、その交電を維持するための保安料、あるいは浄化槽の検査料等々、かなり高額になる関係があります。ですから、例えば利用される方がいらっしゃった中でも、何らかの社会教育施設として考える中で、その一部をお貸しする、そしてその中では、有料にするのは実はちょっと厳しいんです。というのは、有料にする場合については、いわゆる補助金が入った部分を積立金として、基金として持たなければならないというような条項がありまして、これが生きてくると、小中学校合わせると1億3,000万円ぐらいの金額の補助金が残っておりますので、そうすると、有料で貸すというよりは、実費として、例えば使った燃料費は持ってくださいというふうな形での利用が一番適当なのかなと。詳細については、いずれにしても公募をかけた中で、できればいろいろな方に、こんな利用はどうだろうかということでご提案をさせていただきたいというふうに思っていますし、今、問い合わせのある方についても、お話をもっと詳しくさせていただきたいと思っています。あわせて、ぜひ地域のほうでも利用したいという部分があるのであれば、協議を重ねてまいりたいと思います。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 例えば、地域で、体育館なんかは、若い人も幾らかおりますし、運動なんかでちょっと使いたい、バレーやりたいとか、そういうことをやりたいという声もたまにたまあるんです。そういう場合、一々教育委員会に来て、カギ借りて対応せんきゃならないのか、それとも、自治会なら自治会にその旨渡していただいてというような使用の方法ができるのか、その辺、どうなんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 現段階では、今あのままの形で残して、体育館等を例えばスポーツとして使うというふうな、施設をどういうふうな利用をするかというのをまず協議をして決めた中で、体育館等、あるいは小学校棟の広場で、例えば卓球ができる程度の

広場があるというふうなものの利用ですとか、そこについては協議した上で、どんな使い方があるかということもあろうかと思えます。体育館等については、ほかの利用したいというふうな部分も見えられている部分もありますので、その辺は地域とお話をさせていただきたいというふうに思います。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

- 安達委員 これから地域と十分打ち合わせをしながら、利用方法については考えていただきたいなど、そんなふうに思うわけです。教育長の執行方針というか、行政報告か何かにもありますけども、自然体験というのをかなり教育の重要ポイントに挙げているようですけども、四季を通して、上尾幌というところは、あれだけの広大な自然に囲まれていますし、四季通しての移り変わり、これがはっきりしているんですよ。その季節、季節で植物あたりもかなり豊富な種類のものがありますし、また、野鳥なんかにしても数多いものがあるところに生息している。そういうことも踏まえて、これからできるだけあの施設を、そういうような釧路圏含めて、そういう形で利用できないのか、この辺、これから教育委員会と地域と、そういう面についても話し合いたいと思います。

それともう一つ、建物の外部、このあたりの草刈りだとか、そういうものについては、教育委員会も今後、従来どおりある程度、年に何回か草刈りなんかしていただけるんですか。

●委員長（竹田委員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） 上尾幌の校舎の跡地利用については、委員おっしゃるとおり、まず地元と協議する中で決めていきたいというふうに思います。ただ、今ちょっとお話あった、自然体験等々の中での、例えば宿泊施設等々については、今、一生懸命支援しなきゃならない、ネイバル厚岸という部分もあります。指定管理者として、まず3年目を迎えて、1回目の評価、次の3年目という中で、やはり利用拡大というのを厚岸町としても支援していかなければならないということもありますから、逆に私たち考えているのは、できたらいろいろな体験学習みたいなのをネイバルと共催するような形で、あそこの施設を使っていろいろな講座ができるとか、そういうことも一つの方法としてはいいかなというふうにも考えておりますし、その点についても話し合いをさせていただければと思います。

また、学校の周りの草刈りなんですけど、正直言って非常に頭を悩ませております。というのは、現在ある、例えば糸魚沢にしましても、草は伸びるんですけども、私たちの例えば校務補の体制にしても、限りがあって、実際に使われている学校を回るだけでもかなり厳しいという状況です。それで、例えば厚静にしても尾幌にしてもそうなんですけど、いろいろな記念碑的なものを建てていただくに当たっては、できるだけ地元で管理していただきたいというふうなお話ではお願いをしているんですよ。というのは、例えば石碑の周りがちょっと草が伸びたという中で、年に何回か草を刈ってくれと言われても非常に厳しいと。これからまた何校か増えてきたという中では、最低限度の管理、で

できればそれこそ地域の方と相談させていただいて、何とか一緒にしていただけないだろうかということも含めて、ご相談をさせていただければというふうに思っています。

●委員長（竹田委員） いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

6 項保健体育費、3 目温水プール運営費。

ございませんか。

なければ、以上で歳出を終わります。

次に、第2条、繰越明許費の補正、3 ページ。

ございませんか。

次に、第3条、債務負担行為の補正、4 ページ。

ございませんか。

総体的にございませんか。

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

休憩します。

午後 4 時51分休憩

午後 4 時52分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

次に、議案第35号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3 ページ、事項別明細書をお開き願います。

ございませんか。

4 ページ、歳入から進めます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、8 目介護従事者処遇改善臨時特例交付金。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金。

2 項基金繰入金、2 目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金。

ございませんか。

なければ、歳入を以上で終わります。

歳出に入ります。

6 ページ。

6 款 1 項 1 目介護従事者処遇改善臨時特例基金費。

ございませんか。

なければ、以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本補正予算審査特別委員会に付託された補正予算12件の審査は全部終了いたしました。

よって、平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後 4 時54分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 1 年 3 月 1 1 日

平成20年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長